

平成22年度

行政監査報告書

監査テーマ

「補助事業等及び委託業務に係る審査等について」

平成23年9月

北海道監査委員

目 次

第1	監査の概要	
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的及び着眼点	1
3	監査の対象部局	1
4	監査の対象年度	2
5	監査の実施期間	2
6	監査の方法	2
第2	監査対象補助事業等及び委託業務の概要	
1	監査の対象とした補助事業等の概要	2
	(1) 補助金等の決算額に占める割合(年度別推移・過去3年間)	2
	(2) 監査対象事業選定の考え方	3
	(3) 監査の対象とした補助事業等	3
2	監査の対象とした委託業務の概要	4
	(1) 委託料の決算額に占める割合(年度別推移・過去3年間)	4
	(2) 監査対象業務選定の考え方	4
	(3) 監査の対象とした委託業務	5
第3	監査結果等	
1	監査結果の概要	5
2	所見	9
3	監査結果及び改善意見	11
	[補助事業等編]	
	(1) 私立高等学校授業料軽減事業	11
	(2) 私立専修学校等管理運営事業	12
	(3) 私立学校特別支援教育対策事業	13
	(4) 私立幼稚園教職員退職手当給付事業	14
	(5) 私立高等学校等生徒奨学事業	15
	(6) 私立専修学校等教職員退職手当給付事業	16
	(7) 私立狭域通信制高等学校管理運営事業	17
	(8) 私立小学校管理運営事業	18
	(9) 北方四島交流推進事業	19
	(10) 千島歯舞諸島居住者連盟事業	20
	(11) 北方圏センター補助事業	21
	(12) 研究開発支援事業費補助金	22
	(13) 北海道青少年福祉協会補助金	23
	(14) 地域活動推進事業	24
	(15) ドクターヘリ導入促進事業	25
	(16) 救命救急センター事業	27
	(17) 広域救急医療対策事業	28
	(18) 看護師等養成事業	29
	(19) 院内保育所運営事業	31
	(20) 産科医療機関確保事業費	32

(21) 公的病院等運営事業	33
(22) 地域医療サポートセンター整備事業	34
(23) 看護職員研修事業	36
(24) 公衆浴場設備整備事業	37
(25) 公衆浴場老人等開放促進事業	38
(26) 北海道社会福祉協議会運営事業	39
(27) 地域福祉生活支援センター運営事業	40
(28) 生活福祉資金貸付事業費補助金（事業推進費）	41
(29) 明るい長寿社会づくり推進事業	42
(30) 視覚障害者情報提供施設運営事業（点字図書館運営事業）	43
(31) 身体障害者補助犬育成事業	44
(32) 北海道母子寡婦福祉連合会運営事業	45
(33) 北海道中小企業団体中央会指導事業費補助金	47
(34) 商工会議所指導事業	48
(35) 商店街振興対策事業	49
(36) 地域人材開発センター事業	50
(37) 次世代人材職業体験推進事業	51
(38) 酪農ヘルパー事業基金造成事業	52
(39) 北海道農業会議活動促進事業	53
(40) 漁船海難防止対策事業	54
(41) 国民体育大会冬季大会開催費	55
(42) 芸術文化事業（芸術文化活動費補助金）	56

[委託業務編]

(1) 北海道救急医療・広域災害情報システムの管理、運営等に関する業務	57
(2) ナースセンター運営事業	58
(3) 地域医療支援センター運営事業	59
(4) エイズ患者／H I V感染者・家族支援調査研究事業	60
(5) 北海道福祉人材センター運営事業	61
(6) 介護知識・技術等普及促進事業	62
(7) 北海道高齢者総合相談・虐待防止センター運営事業	63
(8) 北海道発達障害者支援センター運営事業	64
(9) 精神障がい者地域生活支援事業(地域移行研修事業)	65
(10) ひきこもり対策推進事業委託業務	66
(11) 児童家庭支援センター運営事業	67
(12) 母子家庭等就業・自立支援センター事業委託業務	69
(13) 北海道さっぽろ観光案内所管理運営業務	71
(14) 北海道立工業技術センター運営業務	72
(15) 北東北三県・北海道ソウル事務所管理運営業務	73
(16) 北海道競馬の実施に関する業務委託	74
(17) 主要農作物原原種は経営に関する委託業務	75
(18) 空知中核工業団地関連美唄住宅団地用地管理業務	76
(19) 経営規模等評価申請等受付業務	77
(20) 道営清水沢発電所等発電施設管理業務	78

(資料編)

資料1 行政監査対象一覧（補助事業等）

資料2 行政監査対象一覧（委託業務）

資料3 参考法令等

凡 例

◎ 報告書の文中引用の略称は次のとおりである。

地方自治法 (昭和22年法律第67号)	法
地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号)	政 令
地方自治法施行規則 (昭和22年内務省令第29号)	省 令
北海道補助金等交付規則 (昭和47年北海道規則第34号)	補助金等交付規則
北海道補助金等交付規則の運用方針 (昭和47年4月1日付け局総第303号)	補助金等交付規則運用方針

(注1) 「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

(注2) 「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

(注3) 「間接補助事業等」とは、間接補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

(注4) 「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。

(注5) 担当部局等名及び関係人調査対象団体名については、平成21年度における名称とする。

(注6) 関係人調査対象団体名の略称は次のとおり。

(社)…社団法人 (財)…財団法人 (社福)…社会福祉法人 (学)…学校法人

(医)…医療法人 (公財)…公益財団法人 (株)…株式会社

(注7) 報告書における表及び図の金額等は、原則、単位以下を切り捨てしているため、合計と一致していない場合がある。

監 査 報 告

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

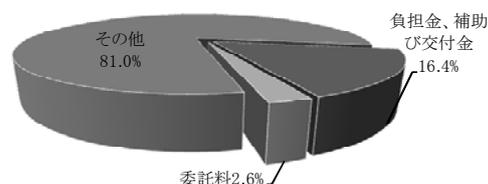
道においては、平成22年度の行政監査（法第199条第2項）のテーマとして「補助事業等及び委託業務に係る審査等について」を選定し、実施した。

2 監査の目的及び着眼点

道においては、危機的な財政状況の下、持続可能な行財政構造の確立に向け、平成20年2月に「新たな行財政改革の取組み」を改訂し、その中で、行財政改革の加速化に向けた推進事項として、事務事業、組織機構の見直し等のほか、民間開放等の推進の一環として「民間ノウハウの活用による業務委託の推進」を打ち出すとともに、財政構造改革に向けた取組みの一環として一般施策事業費における「道単独補助金などの縮減・廃止」を掲げている。

他方、平成21年度の本道の歳出決算額の合計（一般会計、特別会計、公営企業会計）は、3兆7,772億円、このうち負担金、補助及び交付金（省令別記第19節）は、6,211億円（16.4%）、委託料（同第13節）は、979億円（2.6%）であり、これらは、歳出決算額のほぼ2割を占めている。

このように、行財政改革の重要な柱と位置づけられ、道の歳出においても大きな割合を占める補助金等及び委託料が、適正に支出されているか否かを検証することは、極めて重要であり、また、平成21年度の定期監査（法第199条第4項）においても、補助事業等及び委託業務について多くの指摘等を行ったところである。



(単位：千円)

平成21年度 支出累計額	負担金、補助 及び交付金	委託料	その他
3,777,204,206	621,163,617	97,984,742	3,058,055,847

そこで、かかる状況を踏まえ、補助事業等や委託業務が、前記取組みの趣旨を踏まえた適切なものとなっているか、適切に実施されているかといった観点のほか、特に額の確定時の審査手続等が適切に行われているかなどについて、経済性、有効性、合理性等の観点から、主に次の事項に着目して監査を実施した。

- (着眼点1) 補助事業等及び委託業務は、制度上適切なものとなっているか。
- (着眼点2) 補助事業等及び委託業務は、適切に実施されているか。
- (着眼点3) 補助事業等完了時の審査等は、適切に行われているか。
- (着眼点4) 補助事業者等に係る情報収集、指導、監督は、適切に行われているか。

3 監査の対象部局

総務部、総合政策部、環境生活部、保健福祉部、経済部、農政部、水産林務部、建設部、企業局、教育庁及び警察本部

4 監査の対象年度

平成21年度（必要に応じて、他の年度も対象とした。）

5 監査の実施期間

平成22年11月から平成23年7月まで

6 監査の方法

監査対象部局から関係資料の提出を求めた上で、監査を行った。

また、補助事業者等を訪問し、補助事業等や委託業務の完了時の審査等の状況などについて関係人調査（法第199条第8項）を行った。

第2 監査対象補助事業等及び委託業務の概要

1 監査の対象とした補助事業等の概要

(1) 補助金等の決算額に占める割合（年度別推移・過去3年間）

ア 道における「負担金、補助及び交付金」の決算額の年度別推移は、次のとおりである。

(単位：千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
決算額	3,505,726,817	3,737,484,915	3,777,204,206
うち負担金、補助及び交付金	600,257,359	565,836,175	621,163,617
構成率	17.1%	15.1%	16.4%

このように、歳出決算額に占める割合は、15%～17%程度で推移している。

イ 平成21年度における各部局の構成割合は、次のとおりである。

(単位：千円)

部局名	負担金、補助及び交付金	構成比
総務部	122,114,796	19.66%
総合政策部	17,874,077	2.88%
環境生活部	2,877,688	0.46%
保健福祉部	233,476,373	37.59%
経済部	19,097,676	3.07%
農政部	87,082,952	14.02%
水産林務部	24,467,614	3.94%
建設部	107,805,164	17.35%
企業局	206,976	0.03%
教育庁	2,726,824	0.44%
警察本部	41,017	0.01%
その他	3,392,460	0.55%
合計	621,163,617	100.00%

※ 振興局等執行分を含む。

ウ 部局別に見ると、金額の多い順では、保健福祉部、総務部、建設部、農政部となっており、この4部で、全体の9割弱を占めている。

(2) 監査対象事業選定の考え方

監査対象としては、波及効果等を考慮して、本庁各部等が所管する補助金（道が道以外の者に対して交付する相当の反対給付を受けない給付金であって、その交付の根拠となっている法令又は予算科目において、その名称が形式的に補助金とされているものをいう。補助金等交付規則運用方針第2条関係参照。）から選定することとした。

平成21年度における補助金等(6,211億円)のうち、本庁各部等所管の補助金は613億円であるが、このうち、地方公共団体、農業協同組合等や個人を対象としたもの、財源が国の支出金に限られるもの、※近年包括外部監査の対象となったもの等を除外し、その中から次の選定基準に合致した補助金を対象とした。

《行政監査対象選定基準》

補助額が、特に多額のもの（3,000万円以上）のほか、補助額が1,000万円以上で次のいずれかに該当するもの

- ① 複数の団体に道が同一名称の補助金を各1,000万円以上支出している場合
- ② 同一の団体に、道が他に1,000万円以上の補助金又は500万円以上の委託料を支出している場合
- ③ 告示を行わないまま、長年に亘り、同一の団体に、同一名称の補助金を支出している場合

※平成20年度包括外部監査「一般会計における補助金の執行手続について」24事業

(3) 監査の対象とした補助事業等 ※選定した補助事業等の詳細は、資料編資料1参照。

ア 以上により選定した補助事業等を、部局別にみると、次のとおりである。

総務部	11件	経済部	10件	
総合政策部	5件	農政部	10件	
環境生活部	8件	水産林務部	2件	
保健福祉部	24件	教育庁	5件	計 75件

イ 各部所管の補助事業等に占める監査対象事業の割合は、次のとおりである。

(件数ベース)

・本庁各部等所管事業数	451事業	・・・	①
・監査対象事業数	75事業	・・・	②
・監査対象事業の割合	16.6%	・・・	②/①×100

(金額ベース)

・本庁各部等所管事業	61,389,630千円	・・・	①
・監査対象事業	9,718,731千円	・・・	②
・監査対象事業の割合	15.8%	・・・	②/①×100

2 監査の対象とした委託業務の概要

(1) 委託料の決算額に占める割合（年度別推移・過去3年間）

ア 道における「委託料」の決算額の年度別推移は、次のとおりである。

(単位：千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
決算額	3,505,726,817	3,737,484,915	3,777,204,206
うち委託料	88,023,206	88,377,961	97,984,742
構成率	2.5%	2.4%	2.6%

このように、歳出決算額に占める割合は、2.5%前後で推移している。

イ 平成21年度における各部局の構成割合は、次のとおりである。

(単位：千円)

部局名	委託料	構成比
総務部	3,144,023	3.21%
総合政策部	2,681,611	2.74%
環境生活部	601,122	0.61%
保健福祉部	2,380,551	2.43%
経済部	2,979,667	3.04%
農政部	12,514,429	12.77%
水産林務部	3,809,789	3.89%
建設部	59,271,379	60.49%
企業局	264,631	0.27%
教育庁	4,083,269	4.17%
警察本部	4,398,487	4.49%
その他	1,855,784	1.89%
合計	97,984,742	100.00%

※ 振興局等執行分を含む。

ウ 部局別に見ると、金額の多い順では、建設部、農政部となっており、この2部で、全体の7割強を占めている。

(2) 監査対象業務選定の考え方

監査対象としては、補助事業等と同様に本庁各部等が所管する委託業務とした。

平成21年度における委託料(979億円)のうち、本庁各部等の所管する委託料は、156億円であり、このうち、地方公共団体、農業協同組合等や個人を対象としたもの、財源が国の支出金に限られるもの、※近年行政監査の対象としたもの等を除外し、その中から、次の選定基準に合致した随意契約(特命随契)を対象とした。

《行政監査対象選定基準》

準委任等精算を要するもののうち、委託額が特に多額(1,000万円以上)のものほか、委託額が500万円以上で次のいずれかに該当するもの

- ① 複数の団体に、道が同一名称の委託料を各500万円以上委託している場合
- ② 同一の団体に、道が他に500万円以上の委託料又は1,000万円以上の補助金を支出している場合
- ③ 同一の団体に、長年に亘り、同一の名称の業務を委託している場合

※平成19年度行政監査「調査研究業務の委託について」232業務

(3) 監査の対象とした委託業務 ※選定した委託業務の詳細は、資料編資料2参照。

ア 以上により選定した委託業務を部局別にみると、次のとおりである。

総務部	2件	農政部	2件	
環境生活部	2件	建設部	2件	
保健福祉部	17件	企業局	1件	
経済部	6件	警察本部	5件	計 37件

イ 本庁各部等所管の委託業務における監査対象業務の割合は、次のとおりである。

(件数ベース)

・本庁各部等所管業務数	1,613業務	・・・	①
・監査対象業務数	37業務	・・・	②
・監査対象業務の割合	2.3%	・・・	②/①×100

(金額ベース)

・本庁各部等所管業務	15,674,027千円	・・・	①
・監査対象業務	4,177,244千円	・・・	②
・監査対象業務の割合	26.7%	・・・	②/①×100

第3 監査結果等

1 監査結果の概要

今回の行政監査では、監査対象年度に執行した補助事業等及び委託業務の中から112事業等を選定し、各事業者等の協力のもと関係人調査を実施し所管部の監査を行った。

その結果、過半数の62事業等において、前述した4つの着眼点ごとに、次のような問題点が認められた。

なお、各事業毎の内容は、「3 監査結果及び改善意見」に詳述した。

(1) 補助事業等及び委託業務は、制度上適切なものとなっているか（着眼点1）。

ア 補助事業等について

道が補助金等を交付する事務又は事業については、補助金交付要綱等において補助事業等の具体的な内容を定めているところであるが、補助金の交付目的など補助事業等の内容や補助対象を決定する基準が不明確なものなどや、補助金交付要綱の記載に誤りがあり補助指令書と合致しないもの、補助対象経費の節科目が不明確で特定できないものなどが見受けられた。

また、補助事業者等が財産の処分制限の対象となるものを購入しているにもかかわらず、補助指令書に財産の処分制限の条件を付していないものや、事務の効率化を考慮し、補助金交付申請書等の添付書類の記載事項の省略について検討を要するものなどがあった。

イ 委託業務について

委託業務処理要領において、具体的な業務内容を示さなかったことから業務内容が不明確なものや、委託料の積算額に含まれていない業務が業務処理要領に含まれており、業務処理要領の内容を見直す必要のあるものがあったほか、受託者に対し供与する物品がある場合において、当該契約書に供与物品名を明示しなければならないが、これを明示していないものなどがあった。

(2) 補助事業等及び委託業務は、適切に実施されているか（着眼点2）。

ア 補助事業等について

補助金の交付決定手続において、補助対象者に対し補助金交付申請書の提出期限を書面により通知していないものや、交付決定が遅延しているものがあったほか、他の団体からの収入予定額を寄附金その他の収入に計上していない補助金交付申請を受理し、交付決定しているものなどがあった。

また、補助事業者等において、光熱水費などの固定的経費については、補助対象事業で使用する施設の床面積の割合等、合理的な按分率に基づき補助対象経費を算出しているが、コピー機等のリース料等については、従前の按分率により補助対象経費を算出したものを、道が認め交付決定しているものがあった。

さらに、補助金の概算払において、当初の資金収支計画に対して資金の執行状況を十分確認せずに概算払を行ったことから遊休資金が生じたものや、概算払が必要な理由が不明確なものなどがあった。

このほか、補助事業者等が社会福祉法人の場合、「社会福祉法人の助成に関する条例（昭和30年条例第23号）」に基づき、交付申請書に財産目録や貸借対照表等の書類を添付しなければならないがこれを行っていないものや補助事業者等の経理規程において、10万円以上の契約をする場合は2者以上の見積書の徴取が必要であり証拠書類として保管しなければならないとされているが、うち1者分の見積書しか保管していない物品購入手続が不適切なものなど、道が適切な指導を行っていないものがあった。

イ 委託業務について

委託先の選考について、選考基準の設定が不適切なものがあった。

また、委託料の概算払において、当初作成した資金計画に変更が生じたにもかかわらず、当初の計画のまま概算払を行ったことから、遊休資金を生じたものがあった。

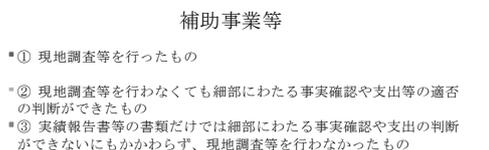
さらに、受託者が業務の一部を再委託をする場合には、道の承諾を受けなければならないが、これを行っていないものがあった。

ほかに、事前に道の承認が必要な委託料の流用申請が事後に行われているものや、受託者において委託業務処理要領に基づいた職員配置を行っていないもののほか、受託者の正規職員が行うべき多額の委託料に係る支出事務や帳簿管理等の業務を専ら臨時職員に行わせているものなどがあった。

(3) 補助事業等完了時の審査等は、適切に行われているか（着眼点3）。

ア 補助事業等について

補助金の額の確定に当たり、必要に応じて現地調査等を行うこととされている（補助金等交付規則第15条）が、今回監査対象とした補助事業等について、額の確定時に行った現地調査等の実施状況は、次表のとおり、補助事業等75事業のうち、現地調査等を行ったものが、57件（76%）、現地調査等を行わなくても細部にわたる事実確認や支出等の適否の判断ができたものが、5件（7%）あった半面、実績報告書等の書類だけでは細部にわたる事実確認や支出等の適否の判断ができないにもかかわらず、現地調査等を行わなかったものが、13件（17%）あった。



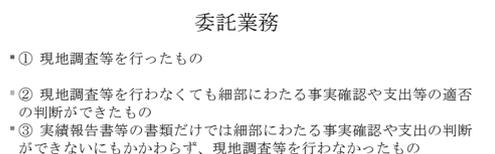
また、道から財政的支援及び職員派遣等を受けている事業者等に対する現地調査等は、より客観的で公正な調査が求められるものであり、当該事業者等の態様に応じて主査以上の職位の者を含む複数名で現地調査等を実施する必要があるが、その調査体制について、不十分なものが見受けられた。

ほかに、補助金の額の確定に当たって、事業精算書において補助金の充当先が記載されていないことから補助金の用途区分が不明確なものや、補助事業者等が間接補助事業者等から提出のあった実績報告書等の書類のみでは、履行の確認等を行うことができなかつたもの、額の確定が遅延しているものがあつた。

イ 委託業務について

委託業務の内容が、準委任に属するものであるときは、原則として、受託者から提出された収支精算書等を審査の上、当該委託業務に係る委託料の額を確定し受託者に通知することとなるが、前述した補助事業等と同様に、必要に応じて現地調査等を行うこととされている。

今回監査対象とした委託業務について、額の確定時に行った現地調査等の実施状況は、次表のとおり、委託業務37事業のうち、現地調査等を行ったものが、29件（78%）、現地調査等を行わなくても細部にわたる事実確認や支出等の適否の判断ができたものが3件（8%）あつた半面、実績報告書等の書類だけでは細部にわたる事実確認や支出の判断ができないにもかかわらず、現地調査等を行わなかつたものが、5件（14%）あつた。



また、補助事業等と同様に、現地調査等における実施体制が不十分なものがあつたほか、受託者の記帳している帳簿と収支精算書の記載事項が異なっているにもかかわらず、当該収支精算書により額の確定を行っているもの、委託料の額の確定に当たって再委託契約先の委託料の執行状況を確認していないもの、受託者による実績報告書等の提出が遅延しているものなどがあつた。

【参考】

・ 現地調査等とは

事業等の実施箇所、補助事業者又は委託業務の受託者の事務所等に出向き、実地により事業等の目的物及び実績報告の内容を確認するための書類等（あらかじめ提出を義務付けていない書類等）を調査すること並びに実地によらずこれらの書類等の提示を受けること等により調査することをいうものであること。

・ 現地調査等の必要性の判断について

現地調査等の実施は必要に応じて行うものであるが、その必要性の判断は、提出を義務付けている実績報告書等の書類及び成果品の審査又は検査で、事業等の適正な履行の確認ができるかどうか慎重に検討した上でなされるべきものであり、これらの書類のみでは細部にわたる事実確認や支出等の適否の判断を行うことができない場合にあっては、当然に実施すべきものであること。

* 補助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について(抜粋)

(平成12年3月29日付け局総第704号出納局長)

(4) 補助事業者等に係る情報収集、指導、監督は適切に行われているか(着眼点4)。

ア 補助事業等について

補助事業者等に係る情報収集、指導、監督について、法人所管の各指導検査部門が社会福祉法人に対して不適切な法人運営や経理処理に係る文書指導を行い、また、特例民法法人に対して内部留保水準超過に係る文書指導を行っていたが、補助事業等の所管課がいずれも指導内容やその後の措置状況について十分把握していないものや、定款上は財産目録等を作成することとしているにもかかわらず、これを作成していない補助事業者等に対し道が適切な指導を行っていないもののほか、補助事業者等が道と不動産貸借契約を締結している物件のレストラン部分を他の事業者に転貸するに当たり、道の承認を得る必要があるにもかかわらず、その事務手続を行っておらず、道もその状況を把握していないものがあつた。

さらに、補助事業者等において、間接補助事業者等の取得した研究機器等の保有・使用状況を把握していなかったことに対し道が適切な指導を行っていないものや、補助事業者等が補助金により造成した基金を取り崩し、事業に要する経費に充当しているが、道がこの状況について把握していないもの、当面支出の見込みのない多額の資産を有する団体に対する補助金のあり方や概算払の必要性について検討を要するものがあつた。

また、補助事業等については、その効果の検証が必要であるが（法第2条第14項、第232条の2参照）、多くの補助事業等において、補助金を交付した結果得られる成果を測定する指標を設定しておらず、また事業の終期についても同様であった。

イ 委託業務について

受託者に係る情報収集、指導、監督について、委託契約に基づき受託者が取得した物件については、速やかに道に通知しなければならないが、受託者の規程では消耗品に該当するとして通知していなかったものや、道が受託者に供与する備品を明示しなかったことなどから、その管理の状況について把握していないものがあったほか、受託者の労務管理に関する規程が整備されていないことから委託料に係る人件費の積算が不明確なもの、受託者が広域的に企業訪問などを行い、雇用創出につなげることを目的とした業務において、関係機関との連携を十分に図っていないものなどがあった。

また、業務を委託した結果得られる成果を測定する指標や終期については、多くの業務において設定していなかった。

2 所見

(1) 補助事業等の内容等の明確化などについて

監査の結果、特に補助事業等の内容等が明確に示されていない事例が多く見られたが、補助金交付要綱等において補助事業等の内容を具体的に示し、必要な対象経費について節科目を示すなど、明確化を図る必要がある。

(2) 現地調査等について

ア 補助事業等や委託業務の額の確定に当たり実績報告書等の書類だけでは細部にわたる事実確認や支出等の適否の判断ができないにもかかわらず現地調査等を実施していない事例が見られたが、今後、額の確定を行うに当たっては、法令等に基づき適切に現地調査等の活用を図ること、又は効率的な履行確認の方法等について検討することが必要である。

イ 担当職員が単独で現地調査を実施している事例が見られたが、道から財政的支援及び職員派遣等を受けている事業者等に対する現地調査等は、より客観的で公正でなければならない、道職員の再就職者が在籍するなど人的関与の深い補助事業者等、受託者には、より厳正な調査を期すことのできる体制で臨む必要がある。

ウ 現地調査等については、帳簿や契約書等を調査し、額の確定の決定書に、調査員名、主な調査書類名、調査の結果等について記載することとされているが、不十分なものが見られた。後に対外的な説明責任が生ずることも想定されることから、事業内容等に即したチェックリストを作成するなど、誰が調査を実施しても一定の水準を確保でき、かつ記録漏れを防止する仕組みを整えることが必要である。

(3) まとめ

補助金は公益上必要と認められたときに交付するものであり、危機的な道の財政状況を踏まえると、補助金の投入と事業効果の関係を明確にすることは極めて重要であることから、効果測定指標の設定に向け、最大限の努力を求めるとともに、併せて、補助対象経費や補助率設定の考え方、終期設定のあり方、他の補助金と対象経費が重複する場合の対応、保有する資産と補助事業等の関係等について、統一的な取扱いが見受けられなかったことから、今後、全庁的な視点に立って、制度全般に係る取扱いについて検討が行われることを期待するものである。

また、委託業務についても、補助事業等と同様に改善を要する事例が多く見られたが、民間開放等の推進の一環として、今後も委託業務の増加が見込まれることなどから、これまで以上に、業務委託事務取扱要綱等に沿った適切な事務処理に努めるとともに、その効果についても不断の検証を求めるものである。

最後に、補助事業等及び委託業務双方を通じて、事務の簡素化、効率化を考慮することはもとより、これまで以上に事業内容等の明確化を徹底し、実績確認に一層厳格な対応が図られるとともに、今後、各部局においては、これまで挙げた問題点等が改善されることによって、より効率的で実効性のある補助事業等や委託業務が行われ、その結果、財務会計の適正な執行が図られ、財政健全化に向けた一助となることを期待するものである。

3 監査結果及び改善意見

監査の結果、何らかの問題点が認められた補助事業等及び委託業務は、次のとおりである。

【補助事業等編】 …… 全75事業中、42事業（76項目）

(1) 私立高等学校授業料軽減事業

ア 補助事業等の概要

		個別番号	1
所管部課等	総務部人事局学事課		
事業の目的 又は趣旨	経済的理由により修学困難な生徒の教育機会の確保と保護者負担の軽減を図る。		
補助対象経費	私立高等学校を設置する学校法人が行う授業料軽減事業に要する経費		
補助率	定額		
補助金確定額	744,719,484円		
補助事業者数	44団体		
始期	平成元年度		

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 補助事業等完了時の審査等は、適切に行われているか。

【額の確定において、審査方法等の改善が必要なもの】

補助金の額の確定において、提出を受けた実績報告書等の書類のみでは、支出等の適否の判断や履行の確認を行うことができないにもかかわらず現地調査等を行っていないものがあった。

《改善意見》

額の確定に当たっては、補助金等交付規則第15条及び「補助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について（平成12年3月29日付け局総第704号）」により、現地調査等の活用を図ること、又は効率的な履行確認の方法等について検討すること。

(2) 私立専修学校等管理運営事業

ア 補助事業等の概要

個別番号	2
------	---

所管部課等	総務部人事局学事課
事業の目的 又は趣旨	実践的かつ専門的な職業教育を行う私立専修学校及び外国人子女の教育を目的とする私立各種学校の教育条件の維持向上及び修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、経営の健全化を高め、もって専修学校等の教育の振興を図ることを目的とする。
補助対象経費	管理運営に要する経常的経費
補助率	定額
補助金確定額	586,796,000円
補助事業者数	65団体
始期	昭和51年度

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 補助事業等完了時の審査等は、適切に行われているか。

【額の確定において、審査方法等の改善が必要なもの】

補助金の額の確定において、提出を受けた実績報告書等の書類のみでは、支出等の適否の判断や履行の確認を行うことができないものがあった。

《改善意見》

額の確定に当たっては、補助金等交付規則第15条及び「補助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について（平成12年3月29日付け局総第704号）」により、現地調査等の活用を図ること、又は効率的な履行確認の方法等について検討すること。

(3) 私立学校特別支援教育対策事業

ア 補助事業等の概要		個別番号	3
所管部課等	総務部人事局学事課		
事業の目的 又は趣旨	障がい幼児の教育又は研究に必要な経費について補助し、私立幼稚園の特別支援教育の振興を図る。		
補助対象経費	障がい幼児の教育に係る経常的経費		
補助率	定額		
補助金確定額	237,956,000円		
補助事業者数	51団体		
始期	昭和50年度		

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 補助事業等は、制度上適切なものとなっているか。

【交付決定手続の明確化が必要なもの】

当該補助金については、各私立幼稚園に対する障がい幼児の就園状況調査の結果を踏まえ、申請に基づき補助金の交付決定を行っているが、最終的に補助対象となる幼児の決定手続が明確に示されていないため、各私立幼稚園にとって、補助対象の可否が分かりにくいものとなっていた。

《改善意見》

補助対象幼児の交付決定手続等を要綱等において、明確に示すよう検討すること。

(イ) 補助事業等完了時の審査等は、適切に行われているか。

【額の確定において、審査方法等の改善が必要なもの】

補助金の額の確定において、提出を受けた実績報告書等の書類のみでは、支出等の適否の判断や履行の確認を行うことができないにもかかわらず現地調査等を行っていなかった。

《改善意見》

額の確定に当たっては、補助金等交付規則第15条及び「補助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について（平成12年3月29日付け局総第704号）」により、現地調査等の活用を図ること、又は効率的な履行確認の方法等について検討すること。

(4) 私立幼稚園教職員退職手当給付事業

ア 補助事業等の概要

個別番号	4
------	---

所管部課等	総務部人事局学事課
事業の目的 又は趣旨	社団法人北海道私立幼稚園協会が行う退職資金給付事業に対し教職員退職金の安定的な確保を図るため、予算の範囲内で補助する。
補助対象経費	同協会が行う私立幼稚園の教職員退職資金給付事業に要する経費のうち、積立資金の財源の補填に要する経費（保育所の業務に従事する者に係る分を除く。）
補助率	定額
補助金確定額	232,574,000円
補助事業者数	1団体
始期	昭和45年度

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 補助事業等は、制度上適切なものとなっているか。

【補助事業等の内容が不明確なもの】

補助事業等の内容や補助対象経費等については、補助金交付要綱等で明確にしなければならないが、これを行っていなかった。

《改善意見》

補助金交付要綱等において補助事業等の内容を具体的に示し、必要な対象経費について節科目を示すなど、明確化を図ること。

(5) 私立高等学校等生徒奨学事業

ア 補助事業等の概要		個別番号	5
所管部課等	総務部人事局学事課		
事業の目的 又は趣旨	私立高等学校等生徒奨学事業に要する経費について、貸付事業の円滑な遂行を図るため、予算の範囲内で補助する。		
補助対象経費	奨学事業に係る経費のうち知事が必要かつ相当と認める経費		
補助率	10分の10以内		
補助金確定額	91,936,384円		
補助事業者数	1団体		
始期	昭和47年度		

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 補助事業等は、制度上適切なものとなっているか。

【補助事業等の内容が不明確なもの】

補助事業等の内容や補助対象経費等については、補助金交付要綱等で明確にしなければならないが、これを行っていなかった。

《改善意見》

補助金交付要綱等において補助事業等の内容を具体的に示し、必要な対象経費について節科目を示すなど、明確化を図ること。

(イ) 補助事業等は、適切に実施されているか。

【補助金交付申請書の提出期限を文書通知していないもの】

補助金交付通知において、補助金交付申請書の提出期限を別に指示する日としているが、提出期限を口頭の伝達で行い文書通知をしていなかった。

《改善意見》

補助金交付申請書の提出期限については、文書通知を行うこと。

(6) 私立専修学校等教職員退職手当給付事業

ア 補助事業等の概要

個別番号	6
------	---

所管部課等	総務部人事局学事課
事業の目的 又は趣旨	退職資金給付事業に対し、教職員退職金の安定的な確保を図るため、予算の範囲内で補助する。
補助対象経費	(社)北海道私立専修学校各種学校連合会が行う私立専修学校、各種学校の教職員退職資金給付事業に要する経費のうち、積立資金の財源の補填に要する経費
補助率	定額
補助金確定額	42,070,000円
補助事業者数	1団体
始期	昭和47年度

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 補助事業等は、制度上適切なものとなっているか。

【補助事業等の内容が不明確なもの】

補助事業等の内容や補助対象経費等については、補助金交付要綱等で明確にしなければならないが、これを行っていなかった。

《改善意見》

補助金交付要綱等において補助事業等の内容を具体的に示し、必要な対象経費について節科目を示すなど、明確化を図ること。

(7) 私立狭域通信制高等学校管理運営事業

ア 補助事業等の概要		個別番号	7
所管部課等	総務部人事局学事課		
事業の目的 又は趣旨	私立狭域通信制高等学校の教育条件の維持向上及び父母負担の軽減を図るとともに、経営の健全性を高め、もって学校教育の振興を図るため、管理運営に要する経費について、予算の範囲内で補助する。		
補助対象経費	教育に係る経常的経費		
補助率	定額		
補助金確定額	37,391,000円		
補助事業者数	2団体		
始期	平成16年度		

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 補助事業等は、適切に実施されているか。

【補助対象外経費を補助対象経費としているもの】

補助対象外経費である退職金や補助対象外の専攻科の人件費を補助対象経費に含めているものがあつた。

《改善意見》

補助金の額の確定に当たっては、補助対象経費について適切な審査を行うこと。

(イ) 補助事業等の完了時の審査等は、適切に行われているか。

【額の確定において、審査方法等の改善が必要なもの】

補助金の額の確定において、提出を受けた実績報告書等の書類のみでは、支出等の適否の判断や履行の確認を行うことができないにもかかわらず現地調査等を行っていないものがあつた。

《改善意見》

額の確定に当たっては、補助金等交付規則第15条及び「補助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について（平成12年3月29日付け局総第704号）」により、現地調査等の活用を図ること、又は効率的な履行確認の方法等について検討すること。

(8) 私立小学校管理運営事業

ア 補助事業等の概要

	個別番号	8
所管部課等	総務部人事局学事課	
事業の目的 又は趣旨	私立小学校の管理運営に要する経費について補助し、私立小学校教育の振興を図る。	
補助対象経費	私立学校振興助成法第9条に規定する小学校における教育に係る経常的経費	
補助率	定額	
補助金確定額	31,830,000円	
補助事業者数	2団体	
始期	昭和56年度	

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 補助事業等完了時の審査等は、適切に行われているか。

【額の確定において、審査方法等の改善が必要なもの】

補助金の額の確定において、提出を受けた実績報告書等の書類のみでは、支出等の適否の判断や履行の確認を行うことができないにもかかわらず現地調査等を行っていなかった。

《改善意見》

額の確定に当たっては、補助金等交付規則第15条及び「補助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について（平成12年3月29日付け局総第704号）」により、現地調査等の活用を図ること、又は効率的な履行確認の方法等について検討すること。

(9) 北方四島交流推進事業

ア 補助事業等の概要

	個別番号	9
所管部課等	総務部北方領土対策本部	
事業の目的 又は趣旨	北方領土問題の解決に寄与することを目的に北方四島住民との交流を図る。	
補助対象経費	北方四島交流北海道推進委員会の事業実施に要する経費	
補助率	定額	
補助金確定額	35,024,893円	
補助事業者数	1団体	
始期	平成5年度	

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 補助事業等は、制度上適切なものとなっているか。

【補助事業等の内容が不明確なもの】

補助事業等の内容や補助対象経費等について、明確になっていなかった。

《改善意見》

補助金交付要綱等において補助事業等の内容を具体的に示し、必要な対象経費について節科目を示すなど、明確化を図ること。

(10) 千島齒舞諸島居住者連盟事業

ア 補助事業等の概要

	個別番号	10
所管部課等	総務部北方領土対策本部	
事業の目的 又は趣旨	北方領土の復帰等の解決を促進するとともに、元居住者の福祉の増進を図る。	
補助対象経費	千島齒舞諸島居住者連盟の事業の実施に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの	
補助率	定額	
補助金確定額	28,576,634円	
補助事業者数	1団体	
始期	昭和34年度	

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 補助事業等は、制度上適切なものとなっているか。

【補助事業等の内容が不明確なもの】

補助事業等の内容や補助対象経費等について、明確になっていなかった。

《改善意見》

補助金交付要綱等において補助事業等の内容を具体的に示し、必要な対象経費について節科目を示すなど、明確化を図ること。

(11) 北方圏センター補助事業

ア 補助事業等の概要

個別番号	12
------	----

所管部課等	総合政策部知事室国際課
事業の目的 又は趣旨	北海道の地域国際化協会として各種の事業を行う（社）北方圏センターの運営を支援し、道民の生活・文化の向上と産業・経済の発展を図るため、予算の範囲内で補助する。
補助対象経費	（社）北方圏センターが実施する次の事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの。 1 一般事業（但し地域国際化協会事業にかかるものを除く。） 2 地域国際化協会事業
補助率	定額
補助金確定額	102,209,000円
補助事業者数	1団体
始期	昭和47年度

イ 監査結果及び改善意見

（ア）補助事業等は、制度上適切なものとなっているか。

【財産の処分制限等の条件が定められていないもの】

補助事業者等が補助事業等においてパソコンを購入している事例があるが、補助指令書等に物品、財産の処分制限等に関する条件の定めがなく、その必要性について検討していなかった。

《改善意見》

補助事業等で取得した財産の処分制限等に関する条件について検討すること。

(12) 研究開発支援事業費補助金

ア 補助事業等の概要

	個別番号	14
所管部課等	総合政策部科学IT振興局科学技術振興課	
事業の目的 又は趣旨	北海道の大学・試験研究機関等の優れた研究シーズ、地域資源等の活用を図る研究開発等に要する経費を予算の範囲内で補助することにより、本道産学官連携の基盤形成を推進するとともに、北海道経済の自立・発展及び道民生活の向上に資することを目的とする。	
補助対象経費	1 補助事業者が、研究者・中小企業者等に対し補助するイノベーション創出研究支援事業の実施に要する経費 2 イノベーション創出研究支援事業の実施に直接関わる諸経費	
補助率	2分の1以内	
補助金確定額	57,842,899円	
補助事業者数	1団体	
始期	平成20年度	

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 補助事業者等に係る情報収集、指導、監督は、適切に行われているか。

【間接補助事業者等が取得した研究機器等の保有状況等を把握していないもの】

補助事業者等において、間接補助事業者等が事業で取得した研究機器等の保有状況を十分に把握しておらず、また取得後、適正に使用されているか、ほとんど確認が行われていなかった。

《改善意見》

補助事業者等が、間接補助事業者等の研究機器等の保有状況を適切に把握することや、研究機器等の保有・使用状況を確認するため現地調査等を行うことを指導すること。

(13) 北海道青少年福祉協会補助金

ア 補助事業等の概要		個別番号	23
所管部課等	環境生活部生活局道民活動文化振興課		
事業の目的 又は趣旨	北海道青少年会館の維持管理・運営事業に係る経費を予算の範囲内で補助する。		
補助対象経費	北海道青少年会館の維持管理・運営に要する経費（職員費、事業費、ただし、会食に要する経費を除く。）から、収入（事業収入）を除いたもの。		
補助率	3分の2以内		
補助金確定額	53,426,393円		
補助事業者数	1団体		
始期	昭和47年度		

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 補助事業等は、制度上適切なものとなっているか。

【補助金の交付目的等が不明確なもの】

補助金を交付する目的について、北海道青少年会館の維持管理・運営事業に係る経費を予算の範囲内で補助するとの定めのみで、補助事業等として北海道青少年会館の維持管理・運営により、どのような目標・効果があり、公益性が認められることとなるのか明確となっていない。

《改善意見》

補助金を交付する目的については、補助事業等を実施することにより求める目標・効果等を明確にすること。

(イ) 補助事業者等に係る情報収集、指導、監督は、適切に行われているか。

【不動産貸借契約を行っている物件の転貸に関し、承認手続きを行っていないもの】

北海道青少年会館の土地建物は、補助事業者等が道から無償で借り受ける不動産貸借契約を締結しており、道の承認無く貸付物件を転貸することは禁止されている。しかし、建物のレストラン部分については、A株式会社との飲食物提供業務委託契約の中で物件の賃貸借を含む内容となっており、転貸に係る使用料は補助金額に影響があることから、不動産貸借契約に基づく承認手続きを事前に行う必要があるが、行われていなかった。

《改善意見》

貸借物件の第三者への転貸については、道と補助事業者等との不動産貸借契約書に基づく承認手続きを適切に実施すること。

(14) 地域活動推進事業

ア 補助事業等の概要

	個別番号	24
所管部課等	環境生活部生活局道民活動文化振興課	
事業の目的 又は趣旨	地域社会が抱える様々な課題に対して、住民が自主的に活動できる環境を整備し、地域の公益的活動の総合支援を図る。	
補助対象経費	<p>次に掲げる経費で知事が必要かつ適当と認めるもの</p> <p>1 地域活動の推進に要する経費</p> <p>(1) 地域活動支援事業費 地域活動団体及び活動予定団体が行う団体設立、組織拡大、連携促進等の事業に対する補助に要する経費及び補助に係る事務に要する経費</p> <p>(2) 国際交流費 カナダアルバータ州へのボランティア交流団派遣又は北海道への派遣に要する経費</p> <p>(3) ボランティア情報提供事業費 ボランティア活動の情報提供に要する経費</p> <p>(4) コミュニティ再生事業費 コミュニティづくりを担う人材育成に要する経費</p>	
補助率	10分の10以内	
補助金確定額	36,297,155円	
補助事業者数	1団体	
始期	平成13年度	

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 補助事業者等に係る情報収集、指導、監督は、適切に行われているか。

【内部留保水準を超えているもの】

特例民法法人の内部留保水準は、30%程度以下であることが望ましいとされているが（「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」（平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ））、補助事業者の内部留保水準は、これを超えていた。

《改善意見》

今後、補助金の交付決定等に当たり、内部留保の状況を十分考慮すること。

(15) ドクターヘリ導入促進事業

ア 補助事業等の概要		個別番号	26
所管部課等	保健福祉部保健医療局医療政策業務課		
事業の目的 又は趣旨	救命救急センターにドクターヘリを配置し、救急患者の救命率等の向上、広域救急患者搬送体制の向上を図る。		
補助対象経費	1 ドクターヘリの運行に必要な委託費（ヘリコプター賃借料、操縦士拘束料、燃料費、保守料、災害補償費等） 2 ドクターヘリ搭乗医師及び看護師の確保に必要な給与費 3 ドクターヘリ運航調整委員会の運営に必要な経費（報償費、旅費、需用費、使用料及び賃借料、役務費）		
補助率	10分の10以内		
補助金確定額	334,998,000 円		
補助事業者数	3 団体		
始 期	平成17年度		

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 補助事業等は、制度上適切なものとなっているか。

【補助金の交付基礎額の算定方法が、国と道では異なっているもの】

補助金の交付基礎額の算定において、国の補助金交付要綱では、施設ごとに、基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付基礎額としているのに対し、道の補助金交付要綱では、経費ごとに、その基準額と対象経費とを比較して少ない方の経費を選定し、その経費の合計額をもって補助金の交付基礎額としており、国と道では算定方法が異なっていた。

《改善意見》

道の補助金交付要綱の見直しを検討するなどし、国と道の補助金交付要綱の整合性を図ること。

【補助対象経費の拡充について】

補助金交付要綱において定めている補助対象経費以外の経費について、補助の対象とすべき経費として検討を要する。

- ・ドクターヘリが発着するまでに調整業務を行う職員の人件費

《改善意見》

当該事業の執行に当たり、必要な経費等の見直しについては十分に検討し、国と協議すること。

(イ) 補助事業等は、適切に実施されているか。

【概算払の検討を要するもの】

当該補助金は、精算払としているが、知事が、補助事業等の遂行上必要と認めるときは、補助事業者等に概算払をすることができることから、執行額が多額であることと公益性が大きいこと等を考慮し、適期に概算払を行うことの検討を要する。

また、補助事業者等への概算払いに要した国費相当分について、国費の概算払の請求をするよう検討を要する。

《改善意見》

補助事業者等の財務状況を踏まえ、当該事業の遂行状況及び資金収支計画書等により、その必要性を十分に検討し、適期に支払うこと。

また、国と協議し、国費の概算払いについても、適期に支払われるようにすること。

(ウ) 補助事業等完了時の審査等は、適切に行われているか。

【補助金の額の確定が遅延しているもの】

補助金の額の確定の通知は、原則として当該補助事業等に係る完了の実績報告書を受理した日から20日以内に行わなければならないが、これを遅延しているものがあつた。

- ・実績報告書提出年月日 平成22年4月15日～4月16日
- ・実績報告書受理年月日 平成22年4月16日
- ・額の確定年月日 平成22年5月7日

《改善意見》

補助金の額の確定は、実績報告書受理後20日以内に行うこと。

(16) 救命救急センター事業

ア 補助事業等の概要

	個別番号	27
所管部課等	保健福祉部保健医療局医療政策業務課	
事業の目的 又は趣旨	初期救急医療施設、病院群輪番制等の第二次救急医療施設及び救急患者の搬送機関との円滑な連携体制の下に、重篤救急患者の医療を確保するため、予算の範囲内で補助する。	
補助対象経費	救命救急センターの運営に要する経費のうち、次に掲げるもの 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、 材料費（薬品費、診療材料費、医療消耗備品費等）、経費（消耗品費、消耗備品費、光熱水費、燃料費等）、その他の費用（研究 研修費、図書費等）	
補助率	3分の2以内	
補助金確定額	254,556,000円	
補助事業者数	3団体	
始期	昭和52年度	

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 補助事業等は、適切に実施されているか。

【概算払が不適切なもの】

補助金の概算払は、資金収支計画を勘案し適期に支払うこととされているが、交付決定の時期が年度末の3月であり、また、緊急に資金が必要な特段の理由もないことから、概算払の必要性がないものがあった。

《改善意見》

補助金の概算払は、当該事業の遂行状況及び資金収支計画書による資金計画を勘案し、適期に支払うこと。

(イ) 補助事業等完了時の審査等は、適切に行われているか。

【額の確定において、審査方法等の改善が必要なもの】

補助金の額の確定において、提出を受けた実績報告書等の書類のみでは、支出等の適否の判断や履行の確認を行うことができないにもかかわらず現地調査等を行っていないものがあった。

《改善意見》

額の確定に当たっては、補助金等交付規則第15条及び「補助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について（平成12年3月29日付け局総第704号）」により、現地調査等の活用を図ること、又は効率的な履行確認の方法等について検討すること。

(17) 広域救急医療対策事業

ア 補助事業等の概要

	個別番号	28
所管部課等	保健福祉部保健医療局医療政策業務課	
事業の目的 又は趣旨	初期救急医療施設及び救急患者の搬送機関との円滑な連携体制の下に、休日及び夜間における入院治療を必要とする小児の重症救急患者の医療を確保する。	
補助対象経費	<p>(1) 小児救急医療支援事業 市町村が行う小児救急医療支援事業（小児科に係る病院群輪番制病院の運営事業）に要する経費のうち、次に掲げるもの給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、報償費（医師雇上謝金に限る。）又は病院の開設者が行う小児救急医療支援事業に対して市町村が補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>(2) 小児救急医療拠点病院運営事業 病院の開設者が行う小児救急医療拠点病院の運営事業に要する経費のうち、次に掲げるもの給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、報償費（医師雇上謝金に限る。）</p>	
補助率	<p>(1) 小児救急医療支援事業 3分の2以内</p> <p>(2) 小児救急医療拠点病院運営事業 10分の10以内</p>	
補助金確定額	94,466,000円	
補助事業者数	4団体	
始期	平成15年度	

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 補助事業等完了時の審査等は、適切に行われているか。

【額の確定において、審査方法等の改善が必要なもの】

補助金の額の確定において、提出を受けた実績報告書等の書類のみでは、支出等の適否の判断や履行の確認を行うことができないにもかかわらず現地調査等を行っていないものがあった。

《改善意見》

額の確定に当たっては、補助金等交付規則第15条及び「補助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について（平成12年3月29日付け局総第704号）」により、現地調査等の活用を図ること、又は効率的な履行確認の方法等について検討すること。

(18) 看護師等養成事業

ア 補助事業等の概要

	個別番号	29
所管部課等	保健福祉部保健医療局地域医師確保推進室	
事業の目的 又は趣旨	看護師等養成所の教育内容の強化及び充実を図る。	
補助対象経費	看護師等養成所の運営に必要な次に掲げる経費 1 教員経費 (1) 専任教員給与費 (2) 専任教員人当庁費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、備品購入費、役務費（通信運搬費）、福利厚生費 (3) 部外講師謝金 (4) 委託料（上記(1)～(3)に該当するものとする。） 2 事務職員経費 (1) 専任事務職員給与費 (2) 委託費（上記専任事務職員給与費とする。） 3 生徒経費 (1) 事業用教材費 (2) 臨床実習経費 (3) 委託料（上記(1)～(2)に該当するものとする。） 4 実習施設謝金 (1) 報償費 (2) 委託料（上記報償費とする。）	
補助率	定額、10分の10以内	
補助金確定額	587,609,000円	
補助事業者数	28団体	
始期	昭和47年度	

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 補助事業等は、適切に実施されているか。

【他団体からの収入を寄附金その他の収入額に計上していないもの】

「看護師等養成所運営費補助金の算定方法について（平成11年6月16日付け厚生省看第26号）」に基づき、他団体（病院等）からの収入である看護師等の養成委託費については、寄附金その他の収入額に計上しなければならないが、これを計上していないものがあった。

・看護師等の養成委託費を寄附金その他の収入額に計上していないもの

① A看護専門学校 34,776,000 円

② B看護専門学校 17,388,000 円

なお、補助基準額と補助事業等に要した総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、補助基準額の方が少なかったことから、補助金の額の確定については影響はなかった。

《改善意見》

関係通知等に基づき、適切な補助金の算定を行うこと。

【補助金の交付決定手続が不適切なもの】

道内において事業を行う社会福祉法人が、補助金の交付を受けようとするときは、申請書に財産目録や貸借対照表等の書類を添えなければならないが、これが行われぬまま交付決定を行っているものがあつた（社会福祉法人の助成に関する条例第4条参照）。

《改善意見》

補助事業等の交付決定に当たり、交付申請書とともに、事業計画書などのほか、財産目録などの計算書類を徴取し、適期に補助事業者等の財務状況を把握すること。

(イ) 補助事業等完了時の審査等は、適切に行われているか。

【補助金の額の確定が遅延しているもの】

補助金の額の確定の通知は、原則として当該補助事業等に係る完了の実績報告書を受領した日から20日以内に行わなければならないが、これを遅延していた。

- ・実績報告書提出年月日 平成22年4月12日～20日
- ・実績報告書受領年月日 平成22年4月13日～20日
- ・額の確定年月日 平成22年5月20日

《改善意見》

補助金の額の確定は、実績報告書受領後20日以内に行うこと。

【額の確定において、審査方法等の改善が必要なもの】

補助金の額の確定において、提出を受けた実績報告書等の書類のみでは、支出等の適否の判断や履行の確認を行うことができないにもかかわらず現地調査等を行っていないものがあつた。

《改善意見》

額の確定に当たっては、補助金等交付規則第15条及び「補助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について（平成12年3月29日付け局総第704号）」により、現地調査等の活用を図ること、又は効率的な履行確認の方法等について検討すること。

(19) 院内保育所運営事業

ア 補助事業等の概要		個別番号	30
所管部課等	保健福祉部保健医療局地域医師確保推進室		
事業の目的 又は趣旨	保健師、助産師、看護師及び准看護師をはじめとする医療関係 従事者の子育て支援、離職防止及び再就業の促進を図る。		
補助対象経費	院内保育事業に要する経費のうち、保育士等の職員の人件費（給 料、諸手当、法定福祉費等）及び委託料（人件費に係るものに限 る。）		
補助率	3分の2以内 ・市町村（一部事務組合を含む。）にあつては、4分の1以内 ・知事が別に定める施設にあつては、6分の1以内		
補助金確定額	356,860,000円		
補助事業者数	111団体		
始期	昭和49年度		

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 補助事業等は、制度上適切なものとなっているか。

【補助金交付申請書等の添付書類の記載事項について検討を要するもの】

補助金の交付決定に当たり、補助基本額から控除できる保育料収入相当額に上限額が設定されていることから、その限度額において交付申請書の添付書類としている保育料収入相当額調に児童名等の必要事項を記載すれば十分であるにもかかわらず、上限額を超える保育料収入相当額に係る児童名等の事項を記載させていることから、個人情報保護、事務の効率化の観点から、検討を要する。

《改善意見》

書類を簡素化するなど効率的な事務の執行に努めること。

(イ) 補助事業等完了時の審査等は、適切に行われているか。

【補助金の額の確定が遅延しているもの】

補助金の額の確定の通知は、原則として当該補助事業等に係る完了の実績報告書を受理した日から20日以内に行わなければならないが、これを遅延していた。

- ・実績報告書提出年月日 平成22年4月16日～4月20日
- ・実績報告書受理年月日 平成22年4月16日～4月20日
- ・額の確定年月日 平成22年5月24日

《改善意見》

補助金の額の確定は、実績報告書受理後20日以内に行うこと。

【額の確定において、審査方法等の改善が必要なもの】

補助金の額の確定において、提出を受けた実績報告書等の書類のみでは、支出等の適否の判断や履行の確認を行うことができないにもかかわらず現地調査等を行っていないものがあった。

《改善意見》

額の確定に当たっては、補助金等交付規則第15条及び「補助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について（平成12年3月29日付け局総第704号）」により、現地調査等の活用を図ること、又は効率的な履行確認の方法等について検討すること。

(20) 産科医療機関確保事業費

ア 補助事業等の概要		個別番号	31
所管部課等	保健福祉部保健医療局地域医師確保推進室		
事業の目的 又は趣旨	分娩を取り扱う産科医療機関が減少している現状を踏まえ、身近な地域で安心して出産できる環境を整備するため、産科医療機関の運営に要する経費に対して、予算の範囲内で補助する。		
補助対象経費	産科医療機関確保事業に要する経費のうち、次に掲げるもの報酬、給料、職員手当等、法定福利費、報償費（謝金）		
補助率	10分の10以内		
補助金確定額	114,050,000円		
補助事業者数	5団体		
始期	平成21年度		

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 補助事業等は、適切に実施されているか。

【補助金の交付決定が遅延しているもの】

補助金の交付申請があったときは、当該申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、すみやかに交付決定をしなければならないが、国庫補助金の通知から交付決定までに、4箇月以上経過していた。

《改善意見》

補助金の交付決定は、国から国庫補助金の通知があったときは、すみやかに交付事務を行うこと。

【補助金の交付決定手続が不適切なもの】

道内において事業を行う社会福祉法人が、補助金の交付を受けようとするときは、申請書に財産目録や貸借対照表等の書類を添えなければならないが、これが行われぬまま交付決定を行っているものがあつた（社会福祉法人の助成に関する条例第4条参照）。

《改善意見》

補助事業等の交付決定に当たり、交付申請書とともに、事業計画書などのほか、財産目録などの計算書類を徴取し、適期に補助事業者等の財務状況を把握すること。

(イ) 補助事業等完了時の審査等は、適切に行われているか。

【額の確定において、審査方法等の改善が必要なもの】

補助金の額の確定において、提出を受けた実績報告書等の書類のみでは、支出等の適否の判断や履行の確認を行うことができないにもかかわらず現地調査等を行っていないものがあつた。

《改善意見》

額の確定に当たっては、補助金等交付規則第15条及び「補助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について（平成12年3月29日付け局総第704号）」により、現地調査等の活用を図ること、又は効率的な履行確認の方法等について検討すること。

(21) 公的病院等運営事業

ア 補助事業等の概要

	個別番号	33
所管部課等	保健福祉部医療政策局地域医師確保推進室	
事業の目的 又は趣旨	公的病院（日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、北海道厚生農業協同組合連合会又は社会福祉法人北海道社会事業協会が開設する病院をいう。）及び民間病院（知事が適当と認める者が開設する病院をいう。）の経営の健全化等を推進し、もって地域住民の医療の確保・充実を図る。	
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、北海道厚生農業協同組合連合会又は社会福祉法人北海道社会事業協会 小児医療施設を有する公的病院、過疎地域等に所在し、かつ、在宅医療を行っている公的病院（前年度末で累積欠損金又は不良債務を有するものに限る。）の運営に必要な経費 ・その他知事が適当と認める者 在宅医療を行うために必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等） 	
補助率	3分の2以内	
補助金確定額	57,801,000円	
補助事業者数	6団体	
始期	昭和48年度	

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 補助事業等は、適切に実施されているか。

【補助金等の交付決定手続が不適切なもの】

道内において事業を行う社会福祉法人が、補助金の交付を受けようとするときは、申請書に財産目録や貸借対照表等の書類を添えなければならないが、これが行われぬまま、交付決定を行っているものがあつた（社会福祉法人の助成に関する条例第4条）。

《改善意見》

補助事業等の交付決定に当たり、交付申請書とともに、事業計画書などのほか、財産目録などの計算書類を徴取し、適期に補助事業者等の財務状況を把握すること。

(イ) 補助事業等完了時の審査等は、適切に行われているか。

【現地調査等の体制が不十分なもの】

補助金の額の確定に当たり、道職員の再就職者が在籍する団体に対して現地調査等を実施する場合には主査以上の職位の者を含む複数名で実施する必要があるが、体制が不十分なまま実施しているものがあつた。

《改善意見》

現地調査等を実施する場合には、「補助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について（平成12年3月29日局総第704号）」等に基づき、適切な体制で実施すること。

(22) 地域医療サポートセンター整備事業

ア 補助事業等の概要

個別番号 34

所管部課等	保健福祉部保健医療局地域医師確保推進室
事業の目的 又は趣旨	地方・地域センター病院における地域医療支援室の設置、運営、医師等の派遣及び研修会の開催などの医療支援活動を強化することにより、プライマリ・ケアを担う医療機関への支援体制や医師がへき地等に勤務しやすい環境を整備し、もって、地域住民の医療を確保することを目的とする。
補助対象経費	<p>1 地方・地域センター病院における地域医療支援室の設置・運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>(1) 地域医療支援室に配置する管理者（医師）及び事務職員等の人件費（報酬、常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費、賃金、報償費）</p> <p>(2) 維持運営経費（旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料）、使用料及び賃借料、備品購入費）</p> <p>(3) 地域医療支援室運営委員会運営経費（報償費、旅費、需用費（食糧費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料）</p> <p>2 地方・地域センター病院における地域の医療機関に対する代替医師等及び診療協力のための医師等の派遣に必要な経費（報酬、常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費、賃金、報償費、旅費）</p> <p>3 地方・地域センター病院における地域の医師等の医療技術者を対象とする研修会等の開催に必要な経費（報酬、報償費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、図書等購入費等）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料）</p>
補助率	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療支援室運営事業 定額 ・医師等派遣事業 2分の1以内 ・研修会等開催事業 2分の1以内
補助金確定額	48,861,000円
補助事業者数	16団体
始期	平成10年度

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 補助事業等は、制度上適切なものとなっているか。

【補助基準の内容が不明確なもの】

研修会等開催事業において、研修の内容により3項目の補助基準額の適用があるが、この基準ごとの研修内容が明確となっていないことから、補助基準ごとの取扱いについて検討する必要がある。

・基準額

- (1) 高度・専門的な研修会等 300,000円/回
- (2) 研修会及び症例検討会等 200,000円/回
- (3) 院内で開催する研修会及び症例検討会等 100,000/回

《改善意見》

補助基準の内容を明確にすること。

(イ) 補助事業等は、適切に実施されているか。

【補助金の交付決定が遅延しているもの】

補助金の交付決定が年度末となっていることから、早期に、補助金の交付申請書を提出させるなどし、交付決定が遅延しないよう事務手続の改善を要する。

- ・補助金の交付申請年月日 平成22年3月19日
- ・補助金の交付決定年月日 平成22年3月31日

《改善意見》

補助金の交付申請書を早期に提出させるとともに、補助金の交付決定は、申請書受理後速やかに行うこと。

【補助金等の交付決定手続が不適切なもの】

道内において事業を行う社会福祉法人が、補助金の交付を受けようとするときは、申請書に財産目録や貸借対照表等の書類を添えなければならないが、これが行われぬまま交付決定を行っているものがあつた（社会福祉法人の助成に関する条例第4条参照）。

《改善意見》

補助事業等の交付決定に当たり、交付申請書とともに、事業計画書などのほか、財産目録などの計算書類を徴取し、適期に補助事業者等の財務状況を把握すること。

(ウ) 補助事業等完了時の審査等は、適切に行われているか。

【補助金の額の確定が遅延しているもの】

補助金の額の確定の通知は、原則として当該補助事業等に係る完了の実績報告書を受理した日から20日以内に行わなければならないが、これを遅延していた。

- ・実績報告書提出年月日 平成22年4月20日
- ・実績報告書受理年月日 平成22年4月20日
- ・額の確定年月日 平成22年5月12日

《改善意見》

補助金の額の確定は、実績報告書受理後20日以内に行うこと。

【額の確定において、審査方法等の改善が必要なもの】

補助金の額の確定において、提出を受けた実績報告書等の書類のみでは、支出等の適否の判断や履行の確認を行うことができないにもかかわらず現地調査等を行っていないものがあつた。

《改善意見》

額の確定に当たっては、補助金等交付規則第15条及び「補助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について（平成12年3月29日付け局総第704号）」により、現地調査等の活用を図ること、又は効率的な履行確認の方法等について検討すること。

(23) 看護職員研修事業

ア 補助事業等の概要

	個別番号	36
所管部課等	保健福祉部保健医療局地域医師確保推進室	
事業の目的 又は趣旨	道民の医療及び公衆衛生の普及向上並びに看護職員の資質の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	
補助対象経費	研修事業費（保健師、助産師、看護師教育研修等に要する経費のうち、知事が特に必要かつ適当と認めるものに限る。）	
補助率	2分の1以内	
補助金確定額	11,195,000円	
補助事業者数	1団体	
始期	昭和44年度	

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 補助事業等は、制度上適切なものとなっているか。

【補助事業等の内容が不明確なもの】

補助事業等の内容や補助対象経費等については、補助金交付要綱等で明確にしなければならないが、これを行っていなかった。

《改善意見》

補助金交付要綱等において補助事業等の内容を具体的に示し、必要な対象経費について節科目を示すなど、明確化を図ること。

(イ) 補助事業者等に係る情報収集、指導、監督は、適切に行われているか。

【内部留保水準を超えているもの】

特例民法法人の内部留保水準は、30%程度以下であることが望ましいとされているが（「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」（平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ））、補助事業者の内部留保水準は、これを超えていた。

《改善意見》

今後、補助金の交付決定等に当たり、内部留保の状況を十分考慮すること。

(24) 公衆浴場設備整備事業

ア 補助事業等の概要

個別番号	37
------	----

所管部課等	保健福祉部保健医療局健康安全室																													
事業の目的 又は趣旨	地域住民の保健衛生上不可欠な公衆浴場が、近年、経営困難な傾向にあることから、その経営の安定を図るため、公衆浴場の営業設備の改善に係る経費について、北海道公衆浴場業生活衛生同業組合が公衆浴場経営者に対し補助する事業に補助する。																													
補助対象経費	<p>補助対象経費の額は、経営者が公衆浴場の内釜、元釜、バーナー、温水器、温度調節器、ろ過器、廃油燃焼器、煙突及び塩素滅菌器を設置又は更新する公衆浴場設備整備事業に要する経費（設備の運搬費、据付費、附帯工事費等は除く。）のうち、次の額以内とする。ただし、設備を同時に2種類以上設置又は更新する場合の補助対象経費の額は、195万円以内とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>(1) 内 釜</td> <td>1 基</td> <td>1 1 0 万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 元 釜</td> <td>1 基</td> <td>8 5 万円</td> </tr> <tr> <td>(3) バ ー ナ ー</td> <td>1 基</td> <td>9 2 万円</td> </tr> <tr> <td>(4) 温 水 器</td> <td>1 基</td> <td>8 0 万円</td> </tr> <tr> <td>(5) 温 度 調 節 器</td> <td>1 基</td> <td>4 2 万円</td> </tr> <tr> <td>(6) ろ 過 器</td> <td>1 基</td> <td>8 1 万円</td> </tr> <tr> <td>(7) 廃 油 燃 焼 器</td> <td>1 基</td> <td>6 6 万円</td> </tr> <tr> <td>(8) 煙 突</td> <td>1 基</td> <td>7 2 万円</td> </tr> <tr> <td>(9) 塩 素 滅 菌 器</td> <td>1 基</td> <td>1 8 万 5, 0 0 0 円</td> </tr> </table>			(1) 内 釜	1 基	1 1 0 万円	(2) 元 釜	1 基	8 5 万円	(3) バ ー ナ ー	1 基	9 2 万円	(4) 温 水 器	1 基	8 0 万円	(5) 温 度 調 節 器	1 基	4 2 万円	(6) ろ 過 器	1 基	8 1 万円	(7) 廃 油 燃 焼 器	1 基	6 6 万円	(8) 煙 突	1 基	7 2 万円	(9) 塩 素 滅 菌 器	1 基	1 8 万 5, 0 0 0 円
(1) 内 釜	1 基	1 1 0 万円																												
(2) 元 釜	1 基	8 5 万円																												
(3) バ ー ナ ー	1 基	9 2 万円																												
(4) 温 水 器	1 基	8 0 万円																												
(5) 温 度 調 節 器	1 基	4 2 万円																												
(6) ろ 過 器	1 基	8 1 万円																												
(7) 廃 油 燃 焼 器	1 基	6 6 万円																												
(8) 煙 突	1 基	7 2 万円																												
(9) 塩 素 滅 菌 器	1 基	1 8 万 5, 0 0 0 円																												
補 助 率	10分の10以内																													
補助金確定額	11,806,000円																													
補助事業者数	1 団体																													
始 期	昭和51年度																													

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 補助事業等は、制度上適切なものとなっているか。

【予算要求書と交付要綱の記載内容が合っていないもの】

予算要求書においては「衛生水準の向上を図りながら、原油依存の体質から脱却するための積極的なエネルギー転換を図るため」としており、他方、平成21年度公衆浴場設備整備費補助金交付要綱においては「公衆浴場が、近年、経営困難な傾向にあることから、その経営の安定を図るため」としており、その理念、目的が異なっていた。

《改善意見》

補助金交付要綱について、予算要求書に記載された内容と整合性を図るようにすること。

【他の補助金等の取扱いが不明確なもの】

間接補助事業者等である公衆浴場の経営者に対し、他の自治体が道と同一の補助対象経費について補助を行っているものがあった。

《改善意見》

額の確定に当たり、事業精算書等関係書類を十分精査するとともに、制度上道の補助金と同時に他の自治体の補助金等の受給を認めているのであれば、要綱等への記載を検討すること。

(25) 公衆浴場老人等開放促進事業

ア 補助事業等の概要

	個別番号	38
所管部課等	保健福祉部保健医療局健康安全室	
事業の目的 又は趣旨	65歳以上の高齢者と12歳未満の子供を対象に公衆浴場を無料で開放して入浴と交流の機会を提供し、健康保持や入浴需要の喚起を通じた浴場経営の安定化を図るため予算の範囲内で補助する。	
補助対象経費	北海道公衆浴場業生活衛生同業組合が公衆浴場老人等開放促進事業を実施するため、道内の公衆浴場の施設を借り受ける経費	
補助率	10分の10以内	
補助金確定額	11,412,000円	
補助事業者数	1団体	
始期	昭和48年度	

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 補助事業等は、制度上適切なものとなっているか。

【補助金の交付事務が不適切なものなど】

告示を省略した通知において、「65歳以上の高齢者と12歳未満の子供を対象に公衆浴場を無料で開放」としており、普通浴場に限らず道内の公衆浴場すべてを対象としているが、補助事業者等は、普通浴場経営者である組合員（289件）のほか、これまで参加実績のある普通浴場経営者（53件）に対してのみ周知していた。

また、補助対象経費は「道内の公衆浴場を借り受ける経費」としているが、実際には、補助事業者等と各公衆浴場の経営者との間に貸借関係はなく、趣旨に賛同する各公衆浴場の経営者に対し、一律18,000円を助成（間接補助）していた。

なお、補助事業者等としては、本補助事業を間接補助事業等と認識し、長年に亘りこのように実施してきたものである。

《改善意見》

告示による周知を図り、本来の補助制度の趣旨を踏まえ、補助金等交付規則及び同運用方針の趣旨に沿って、的確な審査や適切な事務処理を行うとともに、補助事業者等に対し適切な事務処理を行うよう指導すること、又は実態を踏まえて補助制度自体の見直しを行うこと。

(イ) 補助事業者等に係る情報収集、指導、監督は、適切に行われているか。

【補助事業者等の会計処理が不適切なもの】

補助事業者等の定款上は、財産目録、貸借対照表を作成することとしているが、財産目録は会計全体については作成されておらず、貸借対照表は作成されていなかった。

また、特に根拠もなく一般会計は複式簿記、特別会計（補助金等）は単式簿記で処理していた。

《改善意見》

補助金の執行において、財務諸表などにより補助事業者等が、定款等を踏まえた適切な会計処理を行っているかどうか十分に確認するとともに、補助事業者等に対し、適切に指導すること。

(26) 北海道社会福祉協議会運営事業

ア 補助事業等の概要

個別番号 39

所管部課等	保健福祉部福祉局福祉援護課
事業の目的 又は趣旨	社会福祉法人北海道社会福祉協議会本部の運営及び事業並びに地区事務所の運営に要する経費について、その活動を強化・促進し、もって本道の社会福祉の向上に寄与する。
補助対象経費	北海道社会福祉協議会運営事業に要する経費のうち、次に掲げる経費 ・事務費（本部、地区事務所）
補助率	10分の10以内
補助金確定額	222,309,000円
補助事業者数	1団体
始期	昭和27年度

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 補助事業者等に係る情報収集、指導、監督は、適切に行われているか。

【補助事業等所管部門と法人指導検査部門との連携が十分図られていないもの】

部内の法人指導検査部門から、当該補助事業者等に対して、不適切な法人運営、や経理処理等について文書指導がなされていたが、補助事業等の所管課として、指導内容やその後における補助事業者等の措置状況等について、十分把握しないまま、補助金の交付手続等を行っていた。

《改善意見》

部内関係課と日常的に連携を図り、補助金の交付決定等において、補助事業者等に対する指導内容や措置状況を十分に考慮すること。

(27) 地域福祉生活支援センター運営事業

ア 補助事業等の概要

	個別番号	40
所管部課等	保健福祉部福祉局福祉援護課	
事業の目的 又は趣旨	民間社会福祉活動の育成援助等を行い、もって社会福祉の向上を図るため予算の範囲内で補助する。	
補助対象経費	地域福祉生活支援センター運営事業に必要な次に掲げる経費 ・給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金(生活保護受給世帯へ派遣する場合に限る。)、需用費(消耗品費、印刷製本費、修繕料、食糧費(会食に要する経費を除く。))、使用料及び賃借料、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。)	
補助率	10分の10以内	
補助金確定額	89,233,468円	
補助事業者数	1団体	
始期	平成11年度	

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 補助事業等は、制度上適切なものとなっているか。

【補助金の交付要綱が不適切なものなど】

交付要綱において、財産処分制限の対象を「補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具」としていながら、他方で対象経費として「備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。)」としており、また、指令書において、財産処分制限の対象を「補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具」としており、要綱自体に齟齬があり、指令書が要綱と合致しない内容となっていた。

《改善意見》

補助金等交付規則及び同運用方針等の法令等を踏まえ、交付要綱の内容を十分に精査するとともに、指令書に付する交付条件は交付要綱と整合性を図るようにすること。

(イ) 補助事業等は、適切に実施されているか。

【補助事業者等の物品購入手続きが不適切なもの】

補助事業者等の経理規程において、10万円以上の契約をする場合、随意契約であっても2者以上の見積書が必要であり、証憑書類として保管する必要があるが、他社の見積書を保管しておらず、また、備品(取得価額1万円以上)購入時に納品検査を行い、備品・固定資産物品等納入検査報告書により報告する必要があるが、これらを行っていないものがあつた。

《改善意見》

補助事業者等に対し、経理規程等に基づき適切に物品購入手続きを行うよう指導すること。

(ウ) 補助事業等完了時の審査等は、適切に行われているか。

【現地調査等の体制が不十分なもの】

補助金の額の確定に当たり、道職員の再就職者が在籍する団体に対して現地調査等を実施する場合には主査以上の職位の者を含む複数名で実施する必要があるが、体制が不十分なまま実施していた。

《改善意見》

現地調査等を実施する場合には、「補助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について(平成12年3月29日局総第704号)」等に基づき、適切な体制で実施すること。

(28) 生活福祉資金貸付事業費補助金（事業推進費）

ア 補助事業等の概要		個別番号	41
所管部課等	保健福祉部福祉局福祉援護課		
事業の目的 又は趣旨	低所得者、障害者又は高齢者等に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする。		
補助対象経費	・北海道社会福祉協議会貸付事務費及び生活福祉資金債権管理強化推進費 ・市町村社会福祉協議会事務費 ・民生委員実費弁償費 (人件費)(事業費)		
補助率	10分の10以内		
補助金確定額	26,982,452円		
補助事業者数	1団体		
始期	昭和30年度		

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 補助事業等完了時の審査等は、適切に行われているか。

【間接補助事業等に係る実績報告書等の審査が不十分なもの】

補助事業者等が間接補助事業者等からの提出を受けて行う実績報告書等の審査において、これらの書類のみでは、支出等の適否の判断や履行の確認を行うことができなかった。

《改善意見》

補助金の適切な事業執行を担保するため、補助事業者等が間接補助事業者等に対し、指導監督すべき基準及びそれに基づき調査すべき事項等を、当該補助事業者等に明らかにするとともに、補助事業者等に対し、適切な事務処理を行うよう指導すること。

また、状況に応じて、補助金の最終受領者である間接補助事業者等に対する調査等の実施（法第221条第2項）についても検討すること。

(29) 明るい長寿社会づくり推進事業

ア 補助事業等の概要

個別番号	42
------	----

所管部課等	保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課
事業の目的 又は趣旨	高齢者が家庭、地域、企業等社会の各分野においてそれまで培ってきた豊かな経験と知識・技能を生かし、生涯を健康で生きがいを持って社会活動ができるよう、高齢者、青壮年、女性等社会の各層における高齢者観についての意識改革を図るとともに、高齢者の生きがいと健康づくりを総合的に実践する事業を展開し明るく活力ある長寿社会づくりの振興を図る。
補助対象経費	社会福祉法人北海道社会福祉協議会が行う明るい長寿社会づくり推進事業に要する経費のうち、次に掲げるものであって知事が必要かつ適当と認めるもの。 1 高齢者の社会活動についての啓発及び普及事業費 2 高齢者のスポーツ・健康づくり地域活動等推進組織づくり事業費 3 高齢者の社会活動の振興のための指導者育成事業費 4 仲間づくり支援事業費 5 老人週間事業費
補助率	10分の10以内
補助金確定額	48,488,998円
補助事業者数	1団体
始期	平成3年度

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 補助事業等は、制度上適切なものとなっているか。

【補助事業等の内容が不明確なものなど】

告示を省略した場合の通知において、「高齢者社会活動についての啓発及び普及事業費」など補助対象経費が明確に記載されておらず、また補助の目的である「高齢者」の定義が記載されていないため、60歳以上か65歳以上か判断できない。

《改善意見》

告示による周知を図るとともに、補助金交付要綱等において補助事業等の内容を具体的に示し、必要な対象経費について節科目を示すなど、明確化を図ること。

(イ) 補助事業等は、適切に実施されているか。

【補助金の交付事務が不適切なもの】

補助事業者等に対する指令書において、補助事業者等は、間接補助事業者等に対する間接補助金等の交付決定に当たっては、補助金の交付決定の際に付けた条件と同一の条件を付けなければならない旨明記しているが、補助事業者等においてこれを行っていなかった。

《改善意見》

補助金等交付規則及び同運用方針の趣旨に沿って、的確な審査や適切な事務処理を行うとともに、補助事業者等に対し適切な事務処理を行うよう指導すること。

(30) 視覚障害者情報提供施設運営事業（点字図書館運営事業）

ア 補助事業等の概要

個別番号	45
------	----

所管部課等	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課
事業の目的 又は趣旨	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく点字図書館の運営費を助成することにより、視覚障がい者の福祉の向上を図る。
補助対象経費	点字図書館の運営に要する経費（報酬、給料、職員手当、賃金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費（会食に要する経費を除く。）、印刷製本費、光熱水費及び修繕料に限る。）、役務費（通信運搬費及び手数料に限る。）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等
補助率	10分の10以内
補助金確定額	33,305,578円
補助事業者数	1団体
始期	昭和34年度

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 補助事業等は、制度上適切なものとなっているか。

【補助基準額の単価改定に係る事務処理が不適切なもの】

当該補助金は、国が所管する身体障害者保護費国庫負担金交付要綱における補助基準額の単価に基づき、同一単価で交付されているが、国が単価改定を行った際、道として一時的に単価改定を保留している経過があり、その際、保留した事由等を明確にしていなかった。

《改善意見》

国の交付要綱において、補助基準額の単価改定があり、道として一時的に単価改定を保留する場合は、その事由や経過を明確にしておくこと。

(イ) 補助事業等は、適切に実施されているか。

【補助金の交付決定手続が不適切なもの】

道内において事業を行う社会福祉法人が、補助金の交付を受けようとするときは、申請書に財産目録や貸借対照表等の書類を添えなければならないが、これが行われぬまま、交付決定を行っていた（社会福祉法人の助成に関する条例第4条）。

《改善意見》

補助事業等の交付決定に当たり、交付申請書とともに、事業計画書などのほか、財産目録などの計算書類を徴取し、適期に補助事業者等の財務状況を把握すること。

(ウ) 補助事業等完了時の審査等は、適切に行われているか。

【額の確定において、審査方法等の改善が必要なもの】

補助金の額の確定において、提出を受けた実績報告書等の書類のみでは、支出等の適否の判断や履行の確認を行うことができないにもかかわらず現地調査等を行っていないかった。

《改善意見》

額の確定に当たっては、補助金等交付規則第15条及び「補助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について（平成12年3月29日付け局総第704号）」により、現地調査等の活用を図ること、又は効率的な履行確認の方法等について検討すること。

(31) 身体障害者補助犬育成事業

ア 補助事業等の概要

		個別番号	47
所管部課等	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課		
事業の目的 又は趣旨	身体障害者の自立と社会参加を促進するため、就労や日常生活等に伴って身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法第2条に規定する盲導犬、介助犬、及び聴導犬をいう。）の貸与を行う場合に、当該身体障害者補助犬の育成に要した経費を予算の範囲内で補助する。		
補助対象経費	道内に居住する身体障害者に貸与した身体障害者補助犬の頭数に応じ、当該補助犬の育成（候補犬の購入費及び身体障害者補助犬法第16条に基づく指定法人による介助犬・聴導犬の認定料を含む。）に直接必要な報酬、給料、職員手当、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、改造費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料及び保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、公課費等		
補助率	10分の10以内		
補助金確定額	13,895,000円		
補助事業者数	1団体		
始期	昭和48年度		

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 補助事業等は、適切に実施されているか。

【補助金の交付決定が遅延しているものなど】

身体障害者補助犬育成事業において、国費の交付決定通知が8月下旬であったが、交付決定の決裁等に時間を要し、交付決定が12月上旬となっていた。

《改善意見》

国より補助金の交付決定の通知があったときは、速やかに交付事務を行うこと。

(32) 北海道母子寡婦福祉連合会運営事業

ア 補助事業等の概要

	個別番号	48
所管部課等	保健福祉部子ども未来推進局	
事業の目的 又は趣旨	母子家庭及び寡婦の福祉の向上を図るため、母子福祉センターの運営に対して、予算の範囲内で補助する。	
補助対象経費	母子福祉センターの運営に要する経費のうち、次に掲げるもので知事が必要かつ相当と認めるもの 1 人件費 2 事業費・事務費	
補助率	2分の1以内	
補助金確定額	14,180,000円	
補助事業者数	1団体	
始期	昭和30年度	

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 補助事業等は、制度上適切なものとなっているか。

【補助事業等の内容が不明確なものなど】

補助事業等の内容や補助対象経費等については、補助金交付要綱等で明確にしなければならないが、これを行っていなかった。

《改善意見》

補助金交付要綱等において補助事業等の内容を具体的に示し、必要な対象経費について節科目を示すなど、明確化を図ること。

(イ) 補助事業等は、適切に実施されているか。

【補助金の交付決定手続が不適切なもの】

道内において事業を行う社会福祉法人が、補助金の交付を受けようとするときは、申請書に財産目録や貸借対照表等の書類を添えなければならないが、これが行われぬまま交付決定を行っていた（社会福祉法人の助成に関する条例第4条参照）。

なお、道が補助事業者等から入手した貸借対照表等の書類は、補助事業者等が会議のために作成した資料であり（2010年全道単体会長会議資料）、財産目録が添付されていないほか、貸借対照表に応急生活資金会計、洗濯事業会計に関する記載が欠落しているなど、財務状況を把握するためには不十分なものであった。

《改善意見》

補助事業等の交付決定に当たり、交付申請書とともに、事業計画書などのほか、財産目録などの計算書類を徴取し、適期に補助事業者等の財務状況を把握すること。

(ウ) 補助事業等完了時の審査等は、適切に行われているか。

【額の確定において、審査方法等の改善が必要なもの】

補助金の額の確定において、提出を受けた実績報告書等の書類のみでは、支出等の適否の判断や履行の確認を行うことができないにもかかわらず、現地調査等を行わないまま額の確定を行っていた。

なお、補助額に影響はないが、補助事業者等に次の経理処理上の誤りがあった。

- ・ 時間外手当の支給事務において、特段の理由もなく、複数月分を一度に前払いしていた。
- ・ 給与規程等に根拠のない手当を支給していた。
- ・ 光熱水費は、本部会計と按分すべきであるが、これを行わず、すべて補助対象経費（施設会計）として計上していた。

《改善意見》

額の確定に当たっては、補助金等交付規則第15条及び「補助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について（平成12年3月29日付け局総第704号出納局長通知）」等に基づき、適切に現地調査等を実施するとともに、補助事業者等に対して適切な事務処理を行うよう指導すること。

また、法人運営の透明性確保の観点から、社会福祉法人審査基準（21.4.30社援発第430002号厚生労働省社会・援護局長ほか連名通知別紙）の趣旨を踏まえ、公認会計士等による外部監査の活用を積極的に行うよう指導すること。

(エ) 補助事業者等に係る情報収集、指導、監督は、適切に行われているか。

【多額の資産を保有しているもの】

補助事業者等が作成した貸借対照表（総括表）によれば、特別生活資金貸付会計として、2億8,000万円相当を保有しているが、これは、昭和50年代に道が行った補助金（特別生活資金（冬期生活資金 合計1億9,500万円））が原資となったものである。

運用の実態について明確ではないが、道費が原資となった当面支出予定のない資産を保有していることから、補助金のあり方、交付額の算定、概算払いの要否等について、十分な検討を行う必要がある。

《改善意見》

補助事業者等には、当面支出予定のない多額の資産が認められるので、補助のあり方などについて、十分な検討を行うこと。

(33) 北海道中小企業団体中央会指導事業費補助金

ア 補助事業等の概要

	個別番号	49
所管部課等	経済部商工局商工金融課	
事業の目的 又は趣旨	中小企業の組織化並びに中小企業団体の育成及び指導を行うため、当該指導機関である北海道中小企業団体中央会に対して、予算の範囲内で補助する。	
補助対象経費	指導事業に要する経費（人件費、事業費）	
補助率	10分の10以内、3分の2以内、2分の1以内	
補助金確定額	233,033,087円	
補助事業者数	1団体	
始期	昭和24年度	

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 補助事業等は、制度上適切なものとなっているか。

【補助対象経費が不明確なもの】

補助事業等のうち、地域産業実態調査事業については、「北海道中小企業団体中央会指導事業費補助金の運用取扱いについて」により調査方法等が定められているが、調査とは直接関係のない研修会開催経費について、明確な規定がないにもかかわらず補助対象経費としていた。

《改善意見》

要綱等において、補助対象経費を明確に示すこと。

【中間報告書の内容が不十分なもの】

交付要綱により、年度途中で事業の遂行状況報告書を提出することとなっているが、経費区分ごとの支出済額のみを報告する様式となっており、中間報告の必要性が不明確なものとなっていた。

《改善意見》

中間報告の必要性や内容について、検討すること。

(34) 商工会議所指導事業

ア 補助事業等の概要

	個別番号	50
所管部課等	経済部商工局商工金融課	
事業の目的 又は趣旨	商工会議所の健全な運営を確保し、併せて小規模事業者の経営又は技術の改善発達のための事業の円滑な推進を図り、もって小規模事業者の振興と安定に寄与するため、予算の範囲内で補助する。	
補助対象経費	商工会議所指導事業に要する経費（人件費、事業費）	
補助率	10分の10以内、2分の1以内	
補助金確定額	33,505,328円	
補助事業者数	1団体	
始期	昭和42年度	

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 補助事業等は、適切に実施されているか。

【概算払が不適切なもの】

補助金の概算払は、資金収支計画を勘案し適期に支払うこととされているが、資金収支計画書上、借入金（会計間融通）が計上されており、資金収支計画書のみでは補助事業等の遂行上、概算払の必要があると判断できないにもかかわらず、概算払の必要性を書面上整理しないまま、資金収支計画書どおり概算払をすることを決定していた。

そのため、不要な概算払を行うこととなり、6月、9月、12月、3月末の資金残高が、当該月の概算払額848万円余を上回り、1,000万円を超えるものとなっていた。

《改善意見》

補助金の概算払は、支出の特例であることから、補助事業者等の財務状況を踏まえ、当該事業の遂行状況を勘案し、その必要性を十分に検討すること。

(35) 商店街振興対策事業

ア 補助事業等の概要

個別番号 53

所管部課等	経済部商工局商業経済交流課
事業の目的 又は趣旨	商店街の活性化を図り、魅力ある商店街づくりを促進するため、北海道商店街振興組合連合会が行う商店街活性化のための指導事業等に対し、支援する。
補助対象経費	1 北海道商店街振興組合連合会の商店街組合指導事業に要する経費（専任職員設置費、指導事業費） 2 各市商店街振興組合連合会の指導事業に要する経費
補助率	定額、10分の10以内
補助金確定額	25,319,139円
補助事業者数	1団体
始期	昭和42年度

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 補助事業等完了時の審査等は、適切に行われているか。

【間接補助事業者からの実績報告書等の審査が不十分なもの】

間接補助事業等において、事業完了のときは、間接補助事業者等から実績報告書等を求めて審査しているが、その際、事業等の適正な履行の確認が不十分なものがあつた。

《改善意見》

補助事業者等は、間接補助事業者等から実績報告書等の審査においては、支払を証する支出証拠書類の提出を求めるなどし、また、細部にわたる事実確認や支出等の適否を判断できない場合は、現地調査等を実施するよう指導すること。

(36) 地域人材開発センター事業

ア 補助事業等の概要

個別番号 56

所管部課等	経済部労働局人材育成課
事業の目的 又は趣旨	地域における人材育成の振興を図るため、地域人材開発センターの運営に対し、予算の範囲内で補助する。
補助対象経費	認定職業訓練、機動職業訓練及びその他の委託事業を除いたセンターの事業費（センターの自主事業である講習・講座、貸館事業に要する経費）
補助率	2分の1以内
補助金確定額	101,972,000円
補助事業者数	8団体
始期	平成6年度

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 補助事業等は、適切に実施されているか。

【固定的経費の按分について検討が必要なもの】

光熱水費等などの固定的経費については、補助対象事業等で使用する面積とその他の面積の割合等、合理的な按分に基づき補助対象経費を算出しているが、電話料、コピー機のリース料等については、従前の按分率をそのまま現在も採用し、補助対象経費として認めていた。

《改善意見》

事業費補助の考えに基づき、事業実態に応じた固定的経費の按分率について検討するよう指導を行うこと。

(37) 次世代人材職業体験推進事業

ア 補助事業等の概要		個別番号	58
所管部課等	経済部労働局人材育成課		
事業の目的 又は趣旨	専修学校等を活用した中学生対象の職業体験事業を通じ、若年者の職業観・勤労観の早期形成を図る。		
補助対象経費	次に掲げる経費 (1) 次世代人材職業体験推進事業の実施に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの。		
補助率	10分の10以内		
補助金確定額	25,162,000円		
補助事業者数	1団体		
始期	平成21年度		

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 補助事業等完了時の審査等は、適切に行われているか。

【現地調査等の体制が不十分なもの】

補助金の額の確定に当たり、道職員の再就職者が在籍する団体に対して現地調査等を実施する場合には主査以上の職位の者を含む複数名で実施する必要があるが、体制が不十分なまま実施していた。

《改善意見》

現地調査等を実施する場合には、「補助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について（平成12年3月29日局総第704号）」等に基づき、適切な体制で実施すること。

(38) 酪農ヘルパー事業基金造成事業

ア 補助事業等の概要

	個別番号	62
所管部課等	農政部食の安全推進局畜産振興課	
事業の目的 又は趣旨	酪農ヘルパー利用組合の育成・定着を図るための体制整備と熟練したヘルパー要員の確保、育成等を推進する。	
補助対象経費	北海道農業協同組合中央会が酪農ヘルパー事業基金造成事業を行う場合における当該事業に要する経費	
補助率	定額	
補助金確定額	45,804,940円	
補助事業者数	1団体	
始期	平成20年度	

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 補助事業等に係る情報収集、指導、監督は適切に行われているか。

【他の事業に充当している経費の確認をしていないもの】

当該事業は、酪農ヘルパー円滑化対策事業を遂行するために、補助事業者等が独立行政法人Aからの補助金と生乳生産団体及び酪農家等からの拠出金で造成する基金に、道も基金造成補助金を交付するものである。

補助事業者等が、この基金を取り崩し、酪農ヘルパー事業円滑化対策事業に要する経費に充当しているが、道は、この執行額について、現地調査等を行っていなかった。

《改善意見》

基金を取り崩し、酪農ヘルパー事業円滑化対策事業に要する経費に充てていることから、この基金の執行額について、現地調査等により確認すること。

(39) 北海道農業会議活動促進事業

ア 補助事業等の概要

個別番号 63

所管部課等	農政部農業経営局農地調整課	
事業の目的 又は趣旨	農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与し、国内の食料生産の増大を通じて国民に対する食料の安定供給を図り、農業の重要な生産基盤である農地の確保及び有効利用の促進を図る。	
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・会議関係費（会議員手当） ・事業費（給与費等・旅費、農業委員会支援事業費） ・事務費 	
補助率	<ul style="list-style-type: none"> ・会議関係費 10分の10以内 ・事業費 <ul style="list-style-type: none"> ア 農地法令業務推進事業費 定額 イ 農業委員会支援等事業費 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 農業委員会等活動強化対策事業費 定額 (イ) 集落農地利用調整事業費 定額 ・事務費 定額 	(事業費の2分の1以内)
補助金確定額	40,203,000円	
補助事業者数	1団体	
始期	昭和29年度	

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 補助事業等は、適切に実施されているか。

【会議の運営に関し改善を要するもの】

常任会議の開催状況によると、常任会議員24名のうち特定の団体から推薦を受けた2名については、年度を通じて一度も出席していなかった。

《改善意見》

次期、常任会議員の改選期（任期3年間）においては、会議に出席が可能な者を選任するよう補助事業者等を指導すること。

(40) 漁船海難防止対策事業

ア 補助事業等の概要

		個別番号	69
所管部課等	水産林務部水産局水産経営課		
事業の目的 又は趣旨	漁船海難防止及び水難救済に関し総合的な諸対策に関する事業を推進し、漁業経営の安定等を図る。		
補助対象経費	社団法人北海道漁船海難防止・水難救済センターが行う漁船海難防止対策事業に要する経費のうち、次に掲げるもので知事が必要かつ相当と認めるもの 1 対策促進事業費 2 巡回指導事業費 3 広報指導事業費 4 助成事業費		
補助率	2分の1以内		
補助金確定額	47,105,000円		
補助事業者数	1団体		
始期	昭和49年度		

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 補助事業等は、制度上適切なものとなっているか。

【補助事業等の内容が不明確なもの】

補助事業等の内容や補助対象経費等については、補助金交付要綱等で明確にしなければならないが、これを行っていなかった。

《改善意見》

補助金交付要綱等において補助事業等の内容を具体的に示し、必要な対象経費について節科目を示すなど、明確化を図ること。

(イ) 補助事業等は、適切に実施されているか。

【間接補助事業等の交付決定時等の審査が不十分なもの】

補助事業者等が行う間接補助事業等の交付要綱等を十分確認して審査を行わなかったことから過大に間接補助金が交付されているものがあつたにもかかわらず、そのまま補助事業等の額の確定を行っていた。

《改善意見》

補助事業者等が行う間接補助事業等の内容を十分把握し、適切な補助事業等の額の確定を行うこと。

(41) 国民体育大会冬季大会開催費

ア 補助事業等の概要		個別番号	72
所管部課等	教育庁生涯学習推進局文化・スポーツ課		
事業の目的 又は趣旨	第65回国民体育大会冬季大会を開催するため、予算の範囲内で補助する。		
補助対象経費	第65回国民体育大会冬季大会に要する経費		
補助率	定額		
補助金確定額	110,944,864円		
補助事業者数	1団体		
始期	平成21年度		

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 補助事業等は、適切に実施されているか。

【補助金の交付事務が不適切なもの】

補助金の変更交付申請があったときは、当該申請の内容を調査し、補助金を変更交付すべきものと認めるとき、変更交付決定をしなければならないが、額の確定により平成22年3月31日付けで追加交付決定した額以上の1,948万3,136円の返還金が生じていた。

《改善意見》

補助金の変更交付決定に当たり、変更交付申請の内容を十分調査し、適切な変更交付を行うこと。

【概算払が不適切なもの】

補助金の概算払は、資金収支計画を勘案し適期に支払うこととされているが、補助対象経費が減少することとなっていたにもかかわらず、不要な概算払を行っていたことから、各月末において、600万円程度から1億円を超える遊休資金が生じていた。

《改善意見》

補助金の概算払は、当該事業の遂行状況及び資金収支計画書による資金計画を勘案し、適期に支払うこと。

(42) 芸術文化事業（芸術文化活動費補助金）

ア 補助事業等の概要		個別番号	73
所管部課等	教育庁生涯学習推進局文化・スポーツ課		
事業の目的 又は趣旨	本道の芸術文化活動の振興を図るため、財団法人札幌交響楽団の演奏活動に対し、予算の範囲内で補助する。		
補助対象経費	芸術文化活動事業に要する経費		
補助率	定額		
補助金確定額	97,200,000円		
補助事業者数	1団体		
始期	昭和37年度		

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 補助事業等完了時の審査等は、適切に行われているか。

【補助金の使途区分が不明確なもの】

事業人件費及び公演費を補助対象経費としているが、事業精算書において、補助金がそれぞれにいくら充当されているか記載がなかった。

《改善意見》

事業費補助であることから事業精算書において、事業人件費及び公演費に補助金がいくら充当されているか記載させた上で、審査及び額の確定を行うこと。

【委託業務編】 …… 全37業務中、20業務（37項目）

(1) 北海道救急医療・広域災害情報システムの管理、運営等に関する業務

ア 委託業務の概要		個別番号	80
所管部課等	保健福祉部保健医療局医療政策薬務課		
業務内容	(目的) 救急医療体制の効果的・効率的な運用を図るため、救急医療に必要な医療機関情報等を迅速に提供するとともに、大規模災害発生時の医療活動に必要な医療機関情報を提供する北海道救急医療・広域災害情報システムの管理及び運営等を委託し、道民の急病時等の不安解消を図る。 (業務内容) (1) 情報案内センターの運営に関する業務 (2) システムの運用管理に関する業務 (3) 救急医療情報及び医療機関情報等の収集・登録・提供に関する業務 (4) システムに関する統計処理業務 (5) 現行のシステムに代わり新たに構築することとなるシステムの整備に関する業務 (6) 次期システムのソフトウェアの整備に関する業務 (7) 次期システムのハードウェア、ソフトウェアの整備及び保守運用を行う業者の選定に関する業務 (8) その他道が必要と認める業務		
契約方法	随意契約		
委託期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日		
委託金額	159,546,576円		
受託者数	1団体		
始期	昭和61年度		

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 委託業務の完了時の検査等は、適切に行われているか。

【現地調査等の体制が不十分なもの】

委託料の額の確定に当たり、道職員の再就職者が在籍する団体に対して現地調査等を実施する場合には主査以上の職位の者を含む複数名で実施する必要があるが、体制が不十分なまま実施していた。

《改善意見》

現地調査等を実施する場合には、「補助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について（平成12年3月29日局総第704号）」等に基づき、適切な体制で実施すること。

(イ) 受託者に係る情報収集、指導、監督は適切に行われているか。

【委託により取得した物件についての事務手続きが不適切なもの】

委託業務により取得した物件については、速やかに、道に通知しなければならないが、受託者の規程では消耗品に該当する物件のため、道に通知していなかった。

《改善意見》

契約内容について、消耗品の定義を明らかにし、適切な指導を行うこと。

(2) ナースセンター運営事業

ア 委託業務の概要

個別番号	82
------	----

所管部課等	保健福祉部保健医療局地域医師確保推進室
業務内容	<p>(目的)</p> <p>保健師、助産師、看護師及び准看護師で未就業の者に対し、就業促進に必要な事業並びに看護業務等のPR事業及び訪問看護に従事する者の資質の向上等訪問看護の実施に必要な支援事業を行う。</p> <p>(業務内容)</p> <p>(1) 未就業看護職員の実態及び看護職員需要施設の把握</p> <p>(2) 就業に関する相談指導、あっせん</p> <p>(3) 新しい医学、看護に関する情報の提供</p> <p>(4) 再就業移動相談事業の実施</p> <p>(5) 「看護の心」普及事業</p> <p>(6) 地域における再就業相談事業の実施</p> <p>(7) 訪問看護師養成講習会の実施</p> <p>(8) 訪問看護支援及び相談業務の実施</p> <p>(9) 自治体病院等の看護職員確保対策の強化</p>
契約方法	随意契約
委託期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日
委託金額	50,270,614円
受託者数	1団体
始期	平成5年度

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 委託業務は、制度上適切なものとなっているか。

【委託業務処理要領の内容が不明確なもの】

業務を委託しようとするときは、契約書及び委託業務処理要領において、具体的な業務処理の方法を明らかにする必要があるが、事業内容や、講習会・運営委員会・相談事業等に係る開催回数及び場所などの記載が、不明確であった。

《改善意見》

業務の委託に当たっては、契約書及び委託業務処理要領に、具体的な業務処理の方法等を明記すること。

(3) 地域医療支援センター運営事業

ア 委託業務の概要

個別番号	83
------	----

所管部課等	保健福祉部保健医療局地域医師確保推進室
業務内容	<p>(目的)</p> <p>道内の医師不足地域に対して安定的に医師を派遣するため、多くの医師が在籍する医育大学と連携の上、地域医療支援センターを設置し、地域医療の確保を図る。</p> <p>(業務内容)</p> <p>(1) 道が決定した自治体病院等の公的医療機関への医師派遣</p> <p>(2) 派遣医師への技術的助言・休暇取得時等の代診</p> <p>(3) 地域医療を担う医師の養成、スキルアップ研修</p> <p>(4) 医師不足地域への診療支援</p>
契約方法	随意契約
委託期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日
委託金額	32,000,000円
受託者数	1団体
始期	平成21年度

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 委託業務は、制度上適切なものとなっているか。

【委託業務の内容について検討を要するもの】

委託料の積算において、道が決定した自治体病院等の公的医療機関への医師派遣に係る欠員補充見合い分の人件費（医師）として3,200万円（@800万円×4人分）計上しているが、委託業務処理要領には、積算にはない業務（派遣医師への技術的助言・休暇取得時等の代診、医師不足地域への診療支援等）も含まれている。

これらは、大学側の厚意によるもの又は委託にかかわらず大学が独自の判断で従来より実施してきた業務であることなどを考慮し、委託業務の内容としての是非を十分検討する必要がある。

《改善意見》

地域医療支援センター運営業務に関する委託業務の実施において、業務内容を十分に検討すること。

(イ) 委託業務の完了時の検査等は、適切に行われているか。

【額の確定において、検査方法等の改善が必要なもの】

実績報告書等の書類のみでは、細部にわたる事実確認や支出等の判断を行うことができないにもかかわらず、現地調査等を行っていないものがあつた。

《改善意見》

額の確定に当たっては、業務委託事務取扱要綱10及び「補助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について（平成12年3月29日付け局総第704号）」により、現地調査等の活用を図ること、又は効率的な履行確認の方法等について検討すること。

(4) エイズ患者／H I V感染者・家族支援調査研究事業

ア 委託業務の概要

	個別番号	84
所管部課等	保健福祉部健康安全局	
業務内容	<p>(目的) 薬害エイズ患者を初めとするエイズ患者／H I V感染者及びその家族（以下「患者等」という。）を対象として、エイズに関する相談事業や情報提供を行うとともに、患者等が適切な医療を受けられるよう、症例検討会の開催等によりエイズ診療に携わる医療機関の医師等とのネットワーク化を推進する。</p> <p>(業務内容) (1) 患者等支援事業 (2) 臨床医師等とのネットワーク推進事業 (3) エイズ情報の収集・提供・分析調査事業 (4) 調査研究成果書の作成</p>	
契約方法	随意契約	
委託期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日	
委託金額	8,710,000円	
受託者数	1団体	
始期	平成10年度	

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 委託業務完了時の検査等は、適切に行われているか

【実績報告書等の提出が遅延しているもの】

委託契約書において、「委託業務を完了したときは速やかに当該委託業務の処理成果を記載した実績報告書及び収支精算書を提出しなければならない。」とされているが、これらの提出が遅延していた。

- ・事業完了日 平成22年3月31日
- ・実績報告書受理年月日 平成22年5月11日

《改善意見》

受託者に対して、当該委託業務が完了したときは、速やかに、実績報告書及び収支精算書を提出するよう指導する必要がある。

【額の確定において、検査方法等の改善が必要なもの】

実績報告書等の書類のみでは、細部にわたる事実確認や支出等の判断を行うことができないにもかかわらず、現地調査等を行っていない。

《改善意見》

額の確定に当たっては、業務委託事務取扱要綱10及び「補助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について（平成12年3月29日付け局総第704号）」により、現地調査等の活用を図ること、又は効率的な履行確認の方法等について検討すること。

(5) 北海道福祉人材センター運営事業

ア 委託業務の概要

	個別番号	85
所管部課等	保健福祉部福祉局福祉援護課	
業務内容	<p>(目的) 社会福祉事業従事者及び社会福祉事業に従事しようとする者の就業の援助、研修の企画及び実施、社会福祉事業経営者に対する相談等を行うことにより、豊かな人間性を備えた資質の高い福祉人材の確保するとともに、これら人材の専門的知識・技術及び意識を高め、もって地域社会におけるセーフティネット機能の強化を図ることなどを目的とする。</p> <p>(業務内容) (1) 福祉人材無料職業紹介事業（就労斡旋事業）の実施 (2) 社会福祉事業に従事しようとする者に対する説明会、講習会等の実施 (3) 社会福祉事業従事者の確保に関する調査研究の実施 (4) 福祉人材確保相談事業 (5) 福祉に関する啓発・広報事業の推進 (6) その他、社会福祉事業従事者の確保に資する事業の実施</p>	
契約方法	随意契約	
委託期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日	
委託金額	63,010,467円	
受託者数	1団体	
始期	平成4年度	

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 委託業務は、適切に実施されているか。

【再委託契約の承諾に係る事務手続が不適切なもの】

委託契約において、再委託等の禁止条項はあるが、書面による承諾を得た場合は、この限りではないと規定している。当該委託契約では受託者から再委託の承認申請が提出され、その申請書に記載された理由をもって再委託を認めていた。

《改善意見》

再委託を承認する場合、承認申請書のほか、再委託先との契約書（案）や事業内容を示した書面を徴するなど、事業実施要領に沿った再委託であるか、確認すること。

(イ) 委託業務完了時の検査等は、適切に行われているか。

【再委託先の委託料に係る執行状況の確認を行っていないもの】

委託料の確定に当たっては、提出された実績報告書により現地調査を実施の上、適正の可否判断を行っているが、再委託先に要した委託金額についての確認が明確でなかった。

《改善意見》

委託料については実支出額をもって委託料の額としていることから、再委託先における実支出額についても、再委託先から受託者に提出された実績報告等により確認すること。

【現地調査等の体制が不十分なもの】

委託料の額の確定に当たり、道職員の再就職者が在籍する団体に対して現地調査等を実施する場合には主査以上の職位の者を含む複数名で実施する必要があるが、体制が不十分なまま実施していた。

《改善意見》

現地調査等を実施する場合には、「補助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について（平成12年3月29日局総第704号）」等に基づき、適切な体制で実施すること。

(6) 介護知識・技術等普及促進事業

ア 委託業務の概要

個別番号	87
------	----

所管部課等	保健福祉部福祉局福祉援護課
業務内容	<p>(目的)</p> <p>高齢者の生活の質の確保を図り、高齢者を地域全体で支える意識の啓発等を行うため、広く地域住民に対し、介護に関する意識啓発や介護知識・技術の普及を行うとともに、介護予防や生活支援に関する情報提供等を行う。</p> <p>(業務内容)</p> <p>(1) 研修事業</p> <p>ア 家族のための介護講座の開催</p> <p>イ 福祉用具プランナー研修の開催</p> <p>(2) 情報提供事業</p> <p>ア 研修案内の作成</p> <p>イ 介護情報サイトの運営</p> <p>(3) 福祉用具・住宅改修活用広域支援事業</p> <p>ア 福祉用具・住宅改修活用広域支援事業者協議会の開催</p> <p>イ 福祉用具・住宅改修関係専門家の登録・活用</p> <p>ウ 福祉用具相談、紹介事業の実施</p>
契約方法	随意契約
委託期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日
委託金額	24,698,000円
受託者数	1団体
始期	平成6年度

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 委託業務完了時の検査等は、適切に行われているか。

【現地調査等における体制が不十分なもの】

委託料の額の確定に当たり、道職員の再就職者が在籍する団体に対して現地調査等を実施する場合には主査以上の職位の者を含む複数名で実施する必要があるが、体制が不十分なまま実施していた。

《改善意見》

現地調査等を実施する場合には、「補助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について（平成12年3月29日局総第704号）」等に基づき、適切な体制で実施すること。

(7) 北海道高齢者総合相談・虐待防止センター運営事業

ア 委託業務の概要

個別番号	88
------	----

所管部課等	保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課
業務内容	<p>(目的) 高齢者及びその家族等の多様化する相談に総合的に対応するほか、市町村等に対して相談技術向上のための情報の提供を行うとともに、市町村等が実施する高齢者虐待防止への取組を総合的に支援することにより、高齢者及びその家族等の福祉の増進を図るため、社会福祉法人北海道社会福祉協議会に北海道高齢者総合相談・虐待防止センターの設置を委託する。</p> <p>(業務内容) (1) 高齢者及びその家族等が抱える各種の心配ごと、悩みごとを解決するために必要、適切と考えられる各種情報の収集、整理を行うこと。 (2) 高齢者及びその家族等からの電話、来所、文書等による相談に応じること。 (3) 市町村等の関係機関に対し、定期的な情報の提供や相談員の資質の向上に役立つ資料の提供などを行うことにより、地域の相談体制を支援すること。 (4) 専門家などで構成する「北海道高齢者虐待防止推進委員会」を設置するとともに、市町村・地域包括支援センターでの高齢者虐待対応について、助言・支援を行うこと。 (5) 高齢者虐待に関して必要な統計的調査等を行うこと。 (6) 高齢者虐待防止のための研修会を実施すること。 (7) 高齢者虐待防止に関する各種情報の収集・提供を行うこと。 (8) 高齢者虐待防止に関して、広報・啓発活動を行うこと。 (9) その他、目的を達成するために必要な事業を行うこと。</p>
契約方法	随意契約
委託期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日
委託金額	20,002,828円
受託者数	1団体
始期	昭和63年度

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 委託業務は、適切に実施されているか。

【流用の手続きが不適切なもの】

委託契約において、委託契約書別表に掲げる委託料の費目間の10%を超える流用を行う場合、あらかじめ書面により道に申請し承認を得なければならないが、一部の経費についてこれを行っていなかった。

《改善意見》

委託契約書別表に掲げる費目間の10%を超える流用を行う場合、契約書に基づき事前に道に対し申請し、承認を得るよう受託者に対し適切に指導すること。

(イ) 委託業務完了時の検査等は、適切に行われているか。

【現地調査等に係る記載が不適切なもの】

額の確定において、現地調査等を実施した場合は、決定書に調査実施年月日、調査員名、主な調査書類名及び調査の結果を記載しなければならないが、調査員2名で実施していたにもかかわらず、1名分しか記載せず、調査書類名、調査結果も記載していなかった。

《改善意見》

現地調査等を実施した場合は、法令等に基づき、額の確定に係る決定書に適切に調査の結果等を記載すること。

(8) 北海道発達障害者支援センター運営事業

ア 委託業務の概要

個別番号	90
------	----

所管部課等	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課
業務内容	発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者及びその家族等に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害者等に対し専門的観点から支援を行うとともに、市町村の体制整備並びに医療、保健、福祉、教育及び就労等の関係機関及び民間団体等との連携強化等により、発達障害者等に対する地域における支援体制の整備を推進し、もって、発達障害者等の福祉の向上を図ることを目的とする。
契約方法	随意契約
委託期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日
委託金額	40,049,000円
受託者数	3団体
始期	平成14年度

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 委託業務完了時の検査等は、適切に行われているか。

【現地調査等に係る記載が不適切なもの】

額の確定において、現地調査等を実施した場合は、決定書に調査実施年月日、調査員名、主な調査書類名及び調査の結果を記載しなければならないが、調査書類名等について記載していなかった。

《改善意見》

現地調査等を実施した場合は、法令等に基づき、額の確定に係る決定書に適切に調査の結果等を記載すること。

(9) 精神障がい者地域生活支援事業（地域移行研修事業）

ア 委託業務の概要

個別番号	91
------	----

所管部課等	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課
業務内容	<p>(目的)</p> <p>厚生労働省は、障害福祉計画に基づく受入条件が整えば退院可能な精神障がい者の地域生活への移行に向けた支援を推進することとして、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を実施している。</p> <p>道においても、平成16年度から精神障がい者の地域生活への移行に向けた取組を進めており、平成21年度からは、国の要綱に基づく「精神障がい者地域生活支援事業」として、全道域で実施することとしている。</p> <p>本事業の着実な地域定着と全道での効果的な実施を図るため、各種研修会を開催し、精神障がい者の地域生活への移行に対する理解と支援体制の整備を図り、地域生活への移行を促進することを目的とする。</p> <p>(業務内容)</p> <p>(1) 地域移行研修会</p> <p>(2) 医療従事者研修会</p> <p>(3) 地域移行専門研修会</p>
契約方法	随意契約
委託期間	平成21年4月7日～平成22年3月31日
委託金額	8,126,000円
受託者数	1団体
始期	平成20年度

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 委託業務は、制度上適切なものとなっているか。

【契約内容の改善が必要なもの】

委託料の費目名について、委託契約書においては人件費、管理費及び活動費であるが、委託業務処理要領においては人件費、事業費及び事務費となっており、不整合となっていた。

《改善意見》

契約書及び委託業務処理要領において、費目名を統一すること。

(イ) 委託業務は、適切に実施されているか。

【流用の手続きが不適切なもの】

委託料の使用に当たっては、委託業務処理要領に掲げる委託料の費目の区分に応じて使用しなければならず、あらかじめ書面により申請し、その承認を得た場合は費目間の流用を可能としているが、受託者はその手続きを認識していなかったため、手続きが事後となっていた。

《改善意見》

事業及び契約内容について説明し、費目間流用などの手続きについて、適切に行われるよう指導すること。

(10) ひきこもり対策推進事業委託業務

ア 委託業務の概要

個別番号	93
------	----

所管部課等	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課
業務内容	<p>(目的)</p> <p>ひきこもり対策を推進するため体制を整備し、ひきこもり本人や家族等を支援することにより、ひきこもり本人の自立を推進し、本人及び家族等の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(業務内容)</p> <p>北海道における「ひきこもり対策」を推進するための核となる「ひきこもり地域支援センター」を設置し、第1相談窓口としての機能を果たすとともに、精神保健福祉センター、保健所、児童相談所等と連携の上、特に対策が遅れている高年齢層への支援のための支援ネットワークを構築する。</p> <p>(1) 相談支援等</p> <p>(2) 連絡協議会の設置</p> <p>(3) 情報発信</p>
契約方法	随意契約
委託期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日
委託金額	6,802,000円
受託者数	1団体
始期	平成21年度

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 委託業務は、制度上適切なものとなっているか。

【契約内容の改善が必要なもの】

受託者が変更となった場合において、ひきこもり状態にある本人や家族への支援について、契約書に前受託者から現受託者への引継ぎ義務が明記されていなかった。

《改善意見》

受託者が変更となった場合、契約書に前受託者から現受託者への引継ぎに関する条項を盛り込むことを検討すること。

(イ) 委託業務は、適切に実施されているか。

【流用の手続きが不適切なもの】

委託料の使用にあたっては、委託業務処理要領に掲げる委託料の費目の区分に応じて使用しなければならず、あらかじめ書面により申請し、その承認を得た場合は費目間の流用を可能としているが、受託者はその手続きを認識していなかったため、手続きが事後となっていた。

《改善意見》

事業及び契約内容について説明し、費目間流用などの手続きについて、適切に行われるよう指導すること。

(11) 児童家庭支援センター運営事業

ア 委託業務の概要

個別番号 94

所管部課等	保健福祉部子ども未来推進局
業務内容	(目的) 児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を要するものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図る。 (業務内容) (1) 家庭その他からの相談に応ずる事業 (2) 都道府県（児童相談所）からの受託による指導 (3) 関係機関との連携・連絡調整
契約方法	随意契約
委託期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日
委託金額	75,186,496円
受託者数	8団体
始期	平成14年度

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 委託業務は、制度上適切なものとなっているか。

【委託契約書に供与物品の条項が明示されていないもの】

供与物品がある場合においては、委託契約書に供与物品名等を明示しなければならないが、この条項が欠落しているものがあった。

《改善意見》

業務委託において、供与物品がある場合には、当該契約書において、供与する物品の指定、供与物品の善管注意義務、契約解除に伴う物品の返還等について明示すること。

(イ) 委託業務は、適切に実施されているか。

【再委託に係る承諾を受けていないもの】

委託業務の一部の処理を第三者に再委託する場合は、道の承諾を受けなければならないが、これを行っていないものがあった。

・再委託業務 警備業務

・再委託額 120,000円

《改善意見》

再委託契約に当たっては、承認申請を行うよう受託者に対し十分な指導を行うこと。

【職員の配置が不適切なもの】

児童家庭支援センター運営事業実施要領においては、心理学的側面からの援助を行う心理療法等を担当する職員として非常勤1名を配置することとしているが、6月、9月から1月までの6箇月間不在となっており、また、相談・支援を担当する職員は、常勤1名及び非常勤1名を配置することとしているが、常勤3名を配置し、その人件費を委託経費として認めているものがあった。

《改善意見》

事業実施要領と実績報告書の内容とを精査し、事業実施要領に記載した成果内容となっているか、十分な検証をすること。

(ウ) 委託業務完了時の審査等は、適切に行われているか。

【収支精算書と総勘定元帳とが異なっているもの】

業務委託の額の確定について、受託者から帳簿等を提出させていたが、十分な精査を行わなかったことから、収支精算書と受託者の総勘定元帳との執行額に相違が生じているものがあった。

《改善意見》

額の確定をするに当たり、受託者の執行した内容について、十分に精査を行うようにすること。

【額の確定において、検査方法等の改善が必要なもの】

実績報告書等の書類のみでは、細部にわたる事実確認や支出等の判断を行うことができないにもかかわらず、現地調査等を行っていないものがあった。

《改善意見》

額の確定に当たっては、業務委託事務取扱要綱10及び「補助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について（平成12年3月29日付け局総第704号）」により、現地調査等の活用を図ること、又は効率的な履行確認の方法等について検討すること。

(12) 母子家庭等就業・自立支援センター事業委託業務

ア 委託業務の概要

個別番号	96
------	----

所管部課等	保健福祉部子ども未来推進局
業務内容	<p>(目的) 母子家庭の母及び寡婦の自立のため、就業支援事業、就業支援講習会等事業及び就業情報提供事業による一貫した就業支援サービスの提供並びに在宅就業推進事業及び母子家庭等地域生活支援事業の実施による総合的な自立支援を行う。</p> <p>(業務内容) (1) 就業支援事業 (2) 就業支援講習会等事業 (3) 就業情報提供事業 (4) 在宅就業推進事業</p>
契約方法	随意契約
委託期間	平成21年4月1日（7月14日）～平成22年3月31日
委託金額	21,075,000円
受託者数	4団体
始期	平成16年度

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 委託業務は、適切に実施されているか。

【委託先の選定手続が不適切なもの】

委託先の選考基準の一つに「平日夜間や土日祝日にも相談に応じられる体制を有していること。」を挙げ、該当する業者が当該第3次保健医療福祉圏では受託者のみであるとしているが、実際には平日夜間等に職員は施設に出勤せず、着信電話を転送させ、翌営業日に施設において対応しているものがあつた。

また、就労相談等に対応できる職員を2名以上確保していることも選考基準であるが、実際には、契約締結時には受託者の職員としては雇用しておらず、契約後に委託料により職員として雇用しているものがあつた。

《改善意見》

委託先の選定に当たっては、競争性が損なわれることのないよう、条件等を十分に検討すること。

(イ) 委託業務完了時の検査等は、適切に行われているか。

【額の確定において、検査方法等の改善が必要なもの】

実績報告書の種類のみでは、細部にわたる事実確認や支出等の判断を行うことができないにもかかわらず、現地調査等を行っていないものがあつた。

《改善意見》

額の確定に当たっては、業務委託事務取扱要綱10及び「補助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について（平成12年3月29日付け局総第704号）」により、現地調査等の活用を図ること、又は効率的な履行確認の方法等について検討すること。

(ウ) 受託者に係る情報収集、指導、監督は、適切に行われているか。

【委託業務に伴う取得物件の処理が不適切なもの】

委託業務の契約において、委託業務の処理に伴い生じた物件があるときは、委託契約書により当該委託業務の完了後、直ちに道に移転することとされているが、電話機、ファクシミリ、事務用椅子など多くの取得物件があるにもかかわらず、これを行わせていないものがあった。

《改善意見》

委託業務に伴い生じた物件については、業務完了後、適切な事務処理を行うこと。

【関係機関との連携が不十分なもの】

中核市等に所在する受託者が、日常的な活動範囲を超えて、第3次保健医療福祉圏において広域的に企業訪問などを行い、母子等の雇用創出につなげるものであるが、各（総合）振興局等関係機関との連携が十分図られていないことなどから、事業実施が円滑に行われていないものがあった。

《改善意見》

委託業務の実施に当たっては、各（総合）振興局等の関係機関との連携を十分に図ること。

(13) 北海道さっぽろ観光案内所管理運営業務

ア 委託業務の概要

個別番号 97

所管部課等	経済部観光局
業務内容	<p>(目的)</p> <p>北海道さっぽろ観光案内所の管理運営業務を円滑かつ効率的に運営するために道と札幌市及び北海道さっぽろ観光案内所運営協議会との間で必要な事項を定め、道民及び来道観光客等に対し、道内観光案内及び本道観光の紹介、宣伝を実施するとともに、道内各市町村等のキャンペーンを支援することにより、本道観光の振興を図る。</p> <p>(業務内容)</p> <p>(1) 道内の観光地の紹介、宣伝</p> <p>(2) 道内の交通機関の案内</p> <p>(3) 道内の旅館等宿泊施設の案内</p> <p>(4) 道内の特産品の案内</p> <p>(5) 道内各市町村等が北海道さっぽろ「食と観光」情報館内で行う観光キャンペーンの支援</p> <p>(6) 北海道さっぽろ「食と観光」情報館内指定箇所の保守、清掃</p>
契約方法	随意契約
委託期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日
委託金額	21,405,292円
受託者数	1団体
始期	平成19年度

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 受託者に係る情報収集、指導、監督は、適切に行われているか。

【受託者の労務管理に関する規程が不明確なもの】

受託者は、2団体の経営主体で構成されているが、この構成機関内における労務管理に関する規程が整備されていないため、人件費の精算額が明確でなかった。

《改善意見》

受託者に対し労務管理に係る事務処理規程を整備するよう指導を行うこと。

(14) 北海道立工業技術センター運営業務

ア 委託業務の概要

個別番号	99
所管部課等	経済部商工局産業振興課
業務内容	(目的) 函館高度技術産業集積地域における新商品の開発や新事業の創出、地域企業の技術高度化を図り、北海道における工業技術の高度化を促進し、本道経済の発展を図る。 (業務内容) (1) 北海道立工業技術センターの研究開発に関する業務 (2) 北海道立工業技術センターの試験分析に関する業務 (3) 北海道立工業技術センターの試験分析に係る手数料の徴収に関する業務
契約方法	随意契約
委託期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日
委託金額	141,894,342円
受託者数	1団体
始期	昭和61年度

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 委託業務は、適切に実施されているか。

【概算払が不適切なもの】

資金収支計画書の確認が不十分なまま、毎月概算払を行っていたことから遊休資金が生じ、額の確定により758万8,908円の返納が生じていた。

《改善意見》

委託料の概算払は、当該事業の遂行状況及び資金収支計画書による資金計画を勘案し、適期に支払うこと。

(15) 北東北三県・北海道ソウル事務所管理運営業務

ア 委託業務の概要

個別番号	100
------	-----

所管部課等	経済部商工局商業経済交流課
業務内容	<p>(目的) 韓国・ソウル市に海外事務所を設置し、北海道への誘客促進、道産品の販路拡大などの各種事業を展開するため、(社)北海道貿易物産振興会に対し、管理運営業務を委託する。</p> <p>(業務内容)</p> <p>(1) 四道県と大韓民国との経済交流の推進に関し必要と認められる事業</p> <p>(2) 大韓民国に対する四道県の観光情報の発信等観光振興に関し必要と認められる事業</p> <p>(3) その他四道県と大韓民国との交流の推進に関し必要と認められる事業</p> <p>(4) 北海道と大韓民国との経済交流の推進に関し必要と認められる事業</p> <p>(5) 大韓民国に対する北海道の観光情報の発信等観光振興に関し必要と認められる事業</p> <p>(6) その他北海道と大韓民国との交流の推進に関し必要と認められる事業</p>
契約方法	随意契約
委託期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日
委託金額	9,124,824円
受託者数	1団体
始期	平成14年度

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 委託業務は、適切に実施されているか。

【概算払が不適切なもの】

資金収支計画書に基づき毎月概算払を行っていたが、事業経費の節減や事業実施時期の変更などがあってもかかわらず、適期に概算払を行わなかったことから、4月、7月、10月末において、収支差金がそれぞれ100万円程度となっていた。

《改善意見》

委託料の概算払は、当該事業の遂行状況を勘案し、その時期・必要額を十分に検討すること。

(16) 北海道競馬の実施に関する業務委託

ア 委託業務の概要

個別番号	103
------	-----

所管部課等	農政部競馬事業室
業務内容	<p>競馬法施行令第17条の3第1項及び第2項の規定に基づく競馬の実施に関する次の業務</p> <p>(1) 競走の実施に関する事務及び付帯事務</p> <p>(2) 勝馬投票券の発売・払戻に関する事務及び付帯事務</p> <p>(3) 映像及び音声の放送等の実施に関する事務及び付帯事務</p> <p>(4) 開催従事員の雇用に関する事務及び付帯事務</p> <p>(5) 入場料の徴収事務並びに付帯事務</p> <p>(6) ファンサービス、イベント等の実施、広報・宣伝に関する事務及び付帯事務</p> <p>(7) 問い合わせやトラブル、苦情に対する初期対応等に関する事務</p> <p>(8) 場内外の整理・警備に関する事務及び付帯事務</p> <p>(9) 広域場間場外発売に係る勝馬投票券の発売・払戻金及び返還金の交付事務並びに付帯事務</p> <p>(10) その他、必要な業務、各種調整、北海道が行う業務の事務補助等</p>
契約方法	随意契約
委託期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日
委託金額	1,956,659,704円
受託者数	1団体
始期	平成21年度

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 委託業務は、適切に実施されているか。

【概算払が不適切なもの】

受託者から提出された資金計画書に基づき、毎月概算払を行っていたが、平成21年5月から8月までの期間の月末において、3億円程度の遊休資金を生じていた。

《改善意見》

委託料に係る概算払の申請を受理するに当たっては、資金の必要性等を十分確認するとともに、資金計画に変更が生じた場合は、速やかに報告させ、適期に支払うこと。

(17) 主要農作物原原種ほ経営に関する委託業務

ア 委託業務の概要

個別番号 104

所管部課等	農政部食の安全推進局農産振興課			
業務内容	(目的) 主要農作物の原原種生産は、主要農作物種子法により、都道府県が担うこととなっているが、道の試験研究機関の育種研究体制を整備し、品種開発を一層推進するため、民間活力を導入することとし、異品種との交雑や異品種の混入がない優良な種子を安定的かつ効率的に生産・供給するため。			
	(業務内容) 基幹的作物である主要農作物（水稻、麦類、大豆）の計画的な種子更新に必要な原原種ほの生産			
	原原種ほ設置面積等			
	作物名	品種名	原原種ほ設置面積	計画生産数量
	水 稻	きらら397	10 a	100 kg
		ほしのゆめ	10	100
		ななつぼし	10	100
		ゆめびりか	10	100
		ほしまる	10	100
		大地の星	10	100
		しろくまもち	10	100
		計	70	700
小 麦 (春 播)	春よ恋	100	1,200	
	はるきらり	25	300	
	計	125	1,500	
小 麦 (秋 播)	きたほなみ	330	6,600	
	計	330	6,600	
二条大麦	りょうふう	70	840	
	計	70	840	
大 豆	ユキホマレ	30	360	
	トヨハルカ	20	240	
	トヨムスメチ	10	120	
	トヨコマル	10	120	
	スズマル	10	120	
	音更大袖	5	60	
	タマフクラ	5	60	
	計	90	1,080	
合	計	685	10,720	
契約方法	随意契約			
委託期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日			
委託金額	50,036,950円			
受託者数	1団体			
始 期	平成5年度			

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 委託業務は、制度上適切なものとなっているか。

【委託料の積算額が実態を十分に反映していないもの】

事業開始当初から種子生産活動に要する諸経費の積算において、原原種生産の特殊性を十分に考慮せず、一般農業者の生産コストを基準にしてきたことから、実態が十分に反映されないものとなっていた。

《改善意見》

当該委託料の積算額の見直しについて、検討すること。

(18) 空知中核工業団地関連美唄住宅団地用地管理業務

ア 委託業務の概要

個別番号	105
------	-----

所管部課等	建設部総務課
業務内容	(目的) 道の依頼により北海道土地開発公社が取得した空知中核工業団地関連美唄住宅団地用地を「公共用地等の先行取得等に関する協定書」に基づき、同公社が当該用地の除草や立木伐採などの維持管理を行うもの。 (業務内容) (1) 巡視業務 (2) 除草 (3) 殺虫剤散布 (4) 殺鼠剤散布 (5) 用水路維持
契約方法	随意契約
委託期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日
委託金額	5,283,717円
受託者数	1団体
始 期	平成12年度

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 委託業務完了時の検査等は、適切に行われているか。

【現地調査等の体制が不十分なもの】

委託料の額の確定に当たり、道職員の再就職者が在籍する団体に対して現地調査等を実施する場合には主査以上の職位の者を含む複数名で実施する必要があるが、体制が不十分なまま実施していた。

《改善意見》

現地調査等を実施する場合には、「補助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について（平成12年3月29日局総第704号）」等に基づき、適切な体制で実施すること。

(19) 経営規模等評価申請等受付業務

ア 委託業務の概要

個別番号	106
------	-----

所管部課等	建設部建設管理局建設情報課
業務内容	<p>(目的) 北海道行政書士会に対し、繁忙の期間に限り、経営規模等審査業務の一部を委託することによって、窓口業務の混雑を緩和し、申請者への行政サービスを向上させるとともに、建設業者への指導監督業務のより一層の充実を図る。</p> <p>(業務内容) (1) 建設業者から提出のあった経営規模等評価申請書等に係る提出書類のうち、次の様式の各審査項目の記載内容について、「経営規模等評価申請等チェックマニュアル」に基づき、確認作業を行う（形式審査）。 ア 経営規模等評価申請書等 イ 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高 ウ 技術職員名簿 エ その他の審査項目 (2) 確認作業終了後、申請書等の余白に申請等内容を確認した旨を記載し、押印又は署名し、支庁等職員に提出する。</p>
契約方法	随意契約
委託期間	平成21年6月1日～平成21年10月31日
委託金額	6,316,146円
受託者数	1団体
始期	平成10年度

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 委託業務完了時の検査等は、適切に行われているか。

【額の確定において、審査方法等の改善が必要なもの】

委託料の額の確定において、提出を受けた実績報告書等の書類のみでは、支出等の適否の判断や履行の確認を行うことができなかった。

《改善意見》

額の確定に当たっては、業務委託事務取扱要綱10及び「補助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について（平成12年3月29日付け局総704号）」により、現地調査等の活用を図ること、又は効率的な履行確認の方法等について検討すること。

(20) 道営清水沢発電所等発電施設管理業務

ア 委託業務の概要

		個別番号	107
所管部課等	企業局総務課		
業務内容	<p>(目的) 清水沢及び滝の上発電所施設は、平成6年4月に北炭真谷地炭鉱(株)から道企業局に譲渡されたもので、同年度から企業局所管施設として事業運営・管理を行っているが、旧式施設のため、発電所に運転員が24時間常駐して施設管理を行う必要があり、運転監視や保守管理業務に精通した技術者でなければ業務の遂行が困難なことから、当該技術者を有する(財)北海道公営企業振興協会に、業務を委託するもの。</p> <p>(業務内容) (1) 発電所 運転監視制御、運転記録等の作成・報告等 (2) ダム及び取水堰 洪水吐ゲート操作、水象・気象等の情報収集と記録報告等 (3) 開閉所 巡視及び施設の管理、停電作業等の操作・復旧等 (4) 送電線路 巡視点検等保守業務、定期点検業務</p>		
契約方法	随意契約		
委託期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日		
委託金額	67,959,800円		
受託者数	1団体		
始期	平成6年度		

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 委託業務は、適切に実施されているか。

【概算払が不適切なもの】

概算払について、毎月定額の委託料を必要とする委託業務であるにもかかわらず、特段の理由もなく、4月、10月、3月に概算払を行っていた。

《改善意見》

概算払に当たっては、年間資金計画書を勘案し適期に支払うよう改善すること。

【臨時職員の業務について検討が必要なもの】

短期雇用である臨時職員は、支出事務や帳簿管理等などの財務管理をはじめ、法人の業務を全般的に担当しており、当該臨時職員が退職した場合、法人の業務執行に支障が出るおそれがある。

《改善意見》

受託者の運営が継続的、円滑に遂行されるよう、業務の執行体制について検討する必要がある。

(イ) 受託者に係る情報収集、指導、監督は、適切に行われているか。

【供与備品の取扱いが不適切なもの】

道は、受託者が業務を処理するために必要な備品を供与することとなっているが、備品の定義が明確となっておらず、供与備品の管理についても購入や廃棄の経過が把握できていなかった。

《改善意見》

供与備品の定義を明確にするとともに、供与備品の更新・処分の経過が明確となるよう台帳等を整理すること。

資料編

資料1	行政監査対象一覧（補助事業等）	1
資料2	行政監査対象一覧（委託業務）	5
資料3	参考法令等	
1)	地方自治法 （昭和22年法律第67号）抜粋	8
2)	地方自治法施行令 （昭和22年政令第16号）抜粋	8
3)	地方自治法施行規則 （昭和22年内務省令第29号）抜粋	8
4)	北海道補助金等交付規則 （昭和47年北海道規則第34号）	9
5)	業務委託事務取扱要綱 （昭和50年3月25日局総第101号副出納長・総務部長）	12
6)	北海道補助金等交付規則の運用方針 （昭和47年4月1日局総第303号副出納長）抜粋	15
7)	補助金等に係る事務の取扱いについて （昭和47年8月5日局総第375号副出納長）抜粋	15
8)	補助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について （平成12年3月29日付け局総第704号出納局長）	15

【行政監査対象一覧(補助事業等)】

(単位:件、円)

個別番号	補助事業等名	事業の目的又は趣旨	補助事業者数	補助金額	関係人調査対象団体名	調査	所管部課等名	
						実施日		
1	私立高等学校授業料軽減事業	経済的理由により修学困難な生徒の教育機会の確保と保護者負担の軽減を図る。	44	744,719,484	(学)札幌龍谷学園	1月13日	人事部	
					(学)酪農学園	2月16日		
					(学)共育の森学園	4月6日		
2	私立専修学校等管理運営事業	実践的かつ専門的な職業教育を行う私立専修学校及び外国人子女の教育を目的とする私立各種学校の教育条件の維持向上及び修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、経営の健全化を高め、もって専修学校等の教育の振興を図ることを目的とする。	65	586,796,000	(学)電子開発学園	1月19日	学事課	
					(学)苫小牧学園	2月17日		
3	私立学校特別支援教育対策事業	障がい幼児の教育又は研究に必要な経費について補助し、私立幼稚園の特別支援教育の振興を図る。	51	237,956,000	(学)聖徳学園	3月29日	総務部	
4	私立幼稚園教職員退職手当給付事業	社団法人北海道私立幼稚園協会が行う退職資金給付事業に対し教職員退職金の安定的な確保を図るため、予算の範囲内で補助する。	1	232,574,000	(社)北海道私立幼稚園協会	1月27日		
5	私立高等学校等生徒奨学事業	私立高等学校等生徒奨学事業に要する経費について、貸付事業の円滑な遂行を図るため、予算の範囲内で補助する。	1	91,936,384	(財)北海道高等学校奨学会	2月16日		
6	私立専修学校等教職員退職手当給付事業	退職資金給付事業に対し、教職員退職金の安定的な確保を図るため、予算の範囲内で補助する。	1	42,070,000	(社)北海道私立専修学校各種学校連合会	4月6日		
7	私立狭域通信制高等学校管理運営事業	私立狭域通信制高等学校の教育条件の維持向上及び父母負担の軽減を図るとともに、経営の健全性を高め、もって学校教育の振興を図るため、管理運営に要する経費について、予算の範囲内で補助する。	2	37,391,000	(学)池上学園	3月28日		
8	私立小学校管理運営事業	私立小学校の管理運営に要する経費について補助し、私立小学校教育の振興を図る。	2	31,830,000	(学)北海道シユタイナー学園	1月27日		
9	北方四島交流推進事業	北方領土問題の解決に寄与することを目的に北方四島住民との交流を図る。	1	35,024,893	北方四島交流北海道推進委員会	5月26日		北方領土対策本部
10	千島歯舞諸島居住者連盟事業	北方領土の復帰等の解決を促進するとともに、元居住者の福祉の増進を図る。	1	28,576,634	(社)千島歯舞諸島居住者連盟	3月8日		
11	北方領土隣接地域振興等事業	北方領土問題及びこれに関連する諸問題の解決の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	1	18,650,000	(社)千島歯舞諸島居住者連盟	3月8日		
12	北方圏センター補助事業	北海道の地域国際化協会として各種の事業を行う(社)北方圏センターの運営を支援し、道民の生活・文化の向上と産業・経済の発展を図るため、予算の範囲内で補助する。	1	102,209,000	(社)北方圏センター	3月17日	知事室国際課	
13	国際協力活動推進事業	国際化推進の中核的組織としての機能を担う(社)北方圏センターの実施する国際協力事業の円滑な推進を図り、(社)北方圏センターが本道の国際化推進の拠点としてIICA札幌国際センター及びJICA帯広国際センターを活用するため、予算の範囲内で補助する。	1	24,592,660	(社)北方圏センター	3月17日		
14	研究開発支援事業費補助金	北海道の大学・試験研究機関等の優れた研究シーズ、地域資源等の活用を図る研究開発等に要する経費を予算の範囲内で補助することにより、本道産学官連携の基盤形成を推進するとともに、北海道経済の自立・発展及び道民生活の向上に資することを目的とする。	1	57,842,899	(財)北海道科学技術総合振興センター	3月22日	科学IT振興局科学技術振興課	
15	知的クラスター創成事業(第II期)	科学技術と産業の連携・融合により世界レベルの地域クラスターの形成を推進する文部科学省の大型プロジェクトである「知的クラスター創成事業(第II期)」の中核機関となる(財)北海道科学技術総合振興センター(ノーステック財団)に対し、事業実施に伴う運営経費に対する支援を行う。	1	19,000,000	(財)北海道科学技術総合振興センター	3月16日		
16	離島航路旅客定期航路事業	離島における民生の安定と産業の振興を図るため、予算の範囲内で補助する。	1	15,222,392	羽幌沿海フェリー(株)	1月12日	新幹線・交通企画課	
17	アイヌ文化振興・研究推進機構事業費補助事業	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等の普及啓発等の事業を行う財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構にその経費の一部を補助することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与するため、予算の範囲内で補助する。	1	312,947,000	(財)アイヌ文化振興・研究推進機構	1月26日	総務課	
18	循環資源利用促進施設設備整備費補助事業	道内の産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用を促進し、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な循環型社会の早期実現を目指すため、産業廃棄物の排出抑制、減量化又はリサイクルに係る施設・設備の整備に要する経費の一部を予算の範囲内で補助する。	12	181,546,000	(株)シティ・サービス	12月10日	環境局循環型社会推進課	
19	北海道交通安全推進委員会運営事業	交通事故を防止するため交通安全運動の展開、各種啓発活動の実施など道民の交通安全意識の高揚を図るため、社団法人北海道交通安全推進委員会に対し、予算の範囲内で補助する。	1	78,129,000	(社)北海道交通安全推進委員会	1月20日	生活局くらし安全課	
20	北海道消費者協会運営事業	消費者教育・情報の提供及び組織活動を通じ消費者意識の高揚と消費者の利益擁護に努め、道民生活の安定向上に寄与している社団法人北海道消費者協会の事業に対し、予算の範囲内で補助する。	1	18,774,000	(社)北海道消費者協会	12月14日		
21	北海道文化財団補助事業	文化振興指針に基づき、文化振興政策を機動的かつ効果的に推進するため、北海道文化財団が行う事業に助成し、個性豊かな地域文化の創造と、全ての道民が優れた文化を享受することのできる生活文化圏の構築を図るため、予算の範囲内で補助する。	1	115,642,793	(財)北海道文化財団	12月8日	生活局道民活動文化振興課	
22	青少年育成推進事業費補助金	家庭、学校、地域社会等を一体化した幅広い道民運動の展開や青少年の社会参加促進を図り本道の次代の担い手である青少年を健全に育成するとともに、安心して子どもを生育できることができ、子どもが健やかに成長できる環境づくりを総合的に推進するため、予算の範囲内で補助する。	1	54,279,519	(財)北海道青少年育成協会	1月18日		
23	北海道青少年福祉協会補助金	北海道青少年会館の維持管理・運営事業に係る経費を予算の範囲内で補助する。	1	53,426,393	(財)北海道青少年福祉協会	1月19日		
24	地域活動推進事業	地域社会が抱える様々な課題に対して、住民が自主的に活動できる環境を整備し、地域の公益的活動の総合支援を図る。	1	36,297,155	(財)北海道地域活動振興協会	12月9日		

【行政監査対象一覧(補助事業等)】

(単位:件、円)

個別番号	補助事業等名	事業の目的又は趣旨	補助事業者数	補助金額	関係人調査対象団体名	調査	所管部課等名
						実施日	
25	福祉サービス運営適正化委員会補助金	福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決し、もって福祉サービスの適切な利用又は提供を支援するとともに、福祉サービスの利用者の権利を擁護することを目的として、予算の範囲内で補助する。	1	11,818,000	(社)北海道社会福祉協議会	1月12日	施設運営課
26	ドクターヘリ導入促進事業	救命救急センターにドクターヘリを配置し、救急患者の救命率等の向上、広域救急患者搬送体制の向上を図る。	3	334,998,000	日本赤十字社北海道支部 (医)溪仁会	1月13日 3月16日	保健医療局 医療政策課
27	救命救急センター事業	初期救急医療施設、病院群輪番制等の第二次救急医療施設及び救急患者の搬送機関との円滑な連携体制の下に、重篤救急患者の医療を確保するため、予算の範囲内で補助する。	3	254,556,000	日本赤十字社北海道支部 北海道厚生農業協同組合連合会	1月13日 5月23日	
28	広域救急医療対策事業	初期救急医療施設及び救急患者の搬送機関との円滑な連携体制の下に、休日及び夜間における入院治療を必要とする小児の重症救急患者の医療を確保する。	4	94,466,000	日本赤十字社北海道支部 北海道厚生農業協同組合連合会	1月13日 5月23日	
29	看護師等養成事業	看護師等養成所の教育内容の強化及び充実を図る。	28	587,609,000	(社)釧路市医師会 日本赤十字社北海道支部 (学)共育の森学園 北海道厚生農業協同組合連合会 (社)北海道社会事業協会	12月15日 1月13日 4月6日 5月23日 5月26日	保健医療局 地域医師確保推進室
30	院内保育所運営事業	保健師、助産師、看護師及び准看護師をはじめとする医療関係従事者の子育て支援、離職防止及び再就業の促進を図る。	111	356,860,000	日本赤十字社北海道支部 (医)溪仁会 北海道厚生農業協同組合連合会	1月13日 3月16日 5月23日	
31	産科医療機関確保事業費	分娩を取り扱う産科医療機関が減少している現状を踏まえ、身近な地域で安心して出産できる環境を整備するため、産科医療機関の運営に要する経費に対して、予算の範囲内で補助する。	5	114,050,000	日本赤十字社北海道支部 (社)北海道社会事業協会	1月13日 5月26日	
32	看護師養成施設特別対策事業	道立釧路高等看護学院の廃止に伴って、その養成機能の移管を受けた社団法人に対し、施設・設備整備に係る借入金の償還額及び償還利息相当額を補助し、釧路・根室圏域の看護師養成機能の継続と看護師確保対策に資することを目的とし、予算の範囲内において交付する。	1	93,402,441	(社)釧路市医師会	12月15日	保健医療局 地域医師確保推進室
33	公的病院等運営事業	公的病院(日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、北海道厚生農業協同組合連合会又は社会福祉法人北海道社会事業協会が開設する病院をいう。)及び民間病院(知事が適当と認める者が開設する病院をいう。)の経営の健全化等を推進し、もって地域住民の医療の確保・充実を図る。	6	57,801,000	日本赤十字社北海道支部 (社)北海道社会事業協会	1月13日 5月26日	
34	地域医療サポートセンター整備事業	地方・地域センター病院における地域医療支援室の設置、運営、医師等の派遣及び研修会の開催などの医療支援活動を強化することにより、プライマリ・ケアを担う医療機関への支援体制や医師がへき地等に勤務しやすい環境を整備し、もって、地域住民の医療を確保することを目的とする。	16	48,861,000	北海道厚生農業協同組合連合会 (社)北海道社会事業協会	5月23日 5月26日	保健医療局 地域医師確保推進室
35	総合周産期母子医療センター運営事業	地域住民の周産期医療の確保を図ることを目的として、総合周産期母子医療センターの運営事業に対して、予算の範囲内で補助する。	2	35,306,000	日本赤十字社北海道支部	1月13日	
36	看護職員研修事業	道民の医療及び公衆衛生の普及向上並びに看護職員の資質の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	1	11,195,000	(社)北海道看護協会	11月26日	保健医療局 健康安全室
37	公衆浴場設備整備事業	地域住民の保健衛生上不可欠な公衆浴場が、近年、経営困難な傾向にあることから、その経営の安定を図るため、公衆浴場の営業設備の改善に係る経費について、北海道公衆浴場業生活衛生同業組合が公衆浴場経営者に対し補助する事業に補助する。	1	11,806,000	北海道公衆浴場業生活衛生同業組合	6月7日	
38	公衆浴場老人等開放促進事業	65歳以上の高齢者と12歳未満の子供を対象に公衆浴場を無料で開放して入浴と交流の機会を提供し、健康保持や入浴需要の喚起を通じた浴場経営の安定化を図るため予算の範囲内で補助する。	1	11,412,000	北海道公衆浴場業生活衛生同業組合	6月7日	保健医療局 健康安全室
39	北海道社会福祉協議会運営事業	社会福祉法人北海道社会福祉協議会本部の運営及び事業並びに地区事務所の運営に要する経費について、その活動を強化・促進し、もって本道の社会福祉の向上に寄与する。	1	222,309,000	(社)北海道社会福祉協議会	1月12日	
40	地域福祉生活支援センター運営事業	民間社会福祉活動の育成援助等を行い、もって社会福祉の向上を図るため予算の範囲内で補助する。	1	89,233,468	(社)北海道社会福祉協議会	1月12日	福祉局 福祉援護課
41	生活福祉資金貸付事業費補助金(事業推進費)	低所得者、障害者又は高齢者等に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする。	1	26,982,452	(社)北海道社会福祉協議会	1月12日	福祉局 高齢者保健福祉課
42	明るい長寿社会づくり推進事業	高齢者が家庭、地域、企業等社会の各分野においてそれまで培ってきた豊かな経験と知識・技能を生かし、生涯を健康で生きがいを持って社会活動ができるよう、高齢者、若年者、女性等社会の各層における高齢者観についての意識改革を図るとともに、高齢者の生きがいと健康づくりを総合的に実践する事業を展開し明るく活力ある長寿社会づくりの振興を図る。	1	48,488,998	(社)北海道社会福祉協議会	1月12日	

【行政監査対象一覧(補助事業等)】

(単位:件、円)

個別番号	補助事業等名	事業の目的又は趣旨	補助事業数	補助金額	関係人調査対象団体名	調査	所管部課等名
						実施日	
43	障害者スポーツ振興事業	障害者がスポーツを通じて体力の維持・増強、自立更生を図るとともに、道民の障害者に対する理解を深め、本道における障害者スポーツをより発展させることを目的として、予算の範囲内で補助する。	1	51,714,307	(財)北海道障害者スポーツ振興協会	4月22日	保健福祉部
44	手話通訳者設置事業	聴覚障害者等の家庭生活、社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うため、手話通訳者を各支庁(保健福祉事務所)及び北海道ろうあ連盟内に設置する事業に対し、予算の範囲内で補助する。	1	51,471,936	(社)北海道ろうあ連盟	4月8日	
45	視覚障害者情報提供施設運営事業(点字図書館運営事業)	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく点字図書館の運営費を助成することにより、視覚障がい者の福祉の向上を図る。	1	33,305,578	(社福)ほくてん	6月30日	
46	視覚障害者情報提供施設運営事業(点字図書館センター運営事業)	視覚障害者の福祉の向上を図る目的で、点訳、録音図書作成等に当たっている点字図書館センターに対し、その運営費について、予算の範囲内で補助する。	1	27,890,426	日本赤十字社北海道支部	1月13日	
47	身体障害者補助犬育成事業	身体障害者の自立と社会参加を促進するため、就労や日常生活に伴って身体障害者補助犬(身体障害者補助犬法第2条に規定する盲導犬、介助犬、及び聴導犬をいう。)の貸与を行う場合に、当該身体障害者補助犬の育成に要した経費を予算の範囲内で補助する。	1	13,895,000	(公財)北海道盲導犬協会	4月22日	
48	北海道母子寡婦福祉連合会運営事業	母子家庭及び寡婦の福祉の向上を図るため、母子福祉センターの運営に対して、予算の範囲内で補助する。	1	14,180,000	(社福)北海道母子寡婦福祉連合会	1月31日	子ども未来推進局
49	北海道中小企業団体中央会指導事業費補助金	中小企業の組織化並びに中小企業団体の育成及び指導を行うため、当該指導機関である北海道中小企業団体中央会に対して、予算の範囲内で補助する。	1	233,033,087	北海道中小企業団体中央会	1月24日	商工局 商工金融課
50	商工会議所指導事業	商工会議所の健全な運営を確保し、併せて小規模事業者の経営又は技術の改善発達のための事業の円滑な推進を図り、もって小規模事業者の振興と安定に寄与するため、予算の範囲内で補助する。	1	33,505,328	(社)北海道商工会議所連合会	4月7日	
51	産学官連携型地域クラスター整備事業(地域新ビジネス創出システム推進事業)	地域のニーズや素材を元にしたビジネス化のアイデアを掘り起こし、道内の大学等が有する知的資源や産業支援機関の支援機能を活用しながら、道内全域を対象とした産学官連携による地域産業の創出システムを構築し、もって、地域が主体となった産業の創出・事業化を推進するため、予算の範囲内で補助する。	1	39,072,000	(財)北海道科学技術総合振興センター	3月16日	商工局 産業振興課
52	地域食品加工技術センター運営事業	オホーツク圏及び十勝圏の食品加工技術力の高度化を促進し、本道食品工業の発展を図るため、道立地域食品加工技術センターにおいて行う事業に要する経費について、予算の範囲内で補助する。	1	27,385,994	(財)十勝圏振興機構	3月15日	
53	商店街振興対策事業	商店街の活性化を図り、魅力ある商店街づくりを促進するため、北海道商店街振興組合連合会が行う商店街活性化のための指導事業等に対し、支援する。	1	25,319,139	北海道商店街振興組合連合会	3月15日	商工局 商業経済交流課
54	貿易物産振興事業	北海道の貿易及び道産品の販路拡大を推進するために設立した全道規模の公益法人である社団法人北海道貿易物産振興会と連携して、販路拡大に係る各施策を効果・効率的に展開するため、同会が実施する公益事業に対して補助する。	1	24,215,000	(社)北海道貿易物産振興会	3月16日	
55	炭鉱保安確保設備整備事業	国の「産炭国石炭産業高度化事業」の推進に協力するため、炭鉱の保安確保に必要な設備機器の設置等に対して補助を行い、炭鉱の保安の確保を促進し石炭鉱業の安定を図る。	1	40,000,000	銚路コールマイン(株)	2月15日	産業立地推進局 資源エネルギー課
56	地域人材開発センター事業	地域における人材育成の振興を図るため、地域人材開発センターの運営に対し、予算の範囲内で補助する。	8	101,972,000	(社)日高地域人材開発センター運営協会	3月8日	労働局 人材育成課
57	技能検定試験実施事業	技能労働者の技能と社会的地位の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	1	38,703,000	北海道職業能力開発協会	3月17日	
58	次世代人材職業体験推進事業	専修学校等を活用した中学生対象の職業体験事業を通じ、若年者の職業観・勤労観の早期形成を図る。	1	25,162,000	(社)北海道私立専修学校各種学校連合会	4月6日	
59	北海道地方競馬協力団体事業	北海道が行う地方競馬の円滑な運営を図るため、予算の範囲内で補助する。	1	104,731,475	(社)北海道軽種馬振興公社	5月9日	競馬事業室
60	地方競馬改革推進事業	競馬事業の継続と馬産地の活性化を図るため、予算の範囲内で補助する。	1	88,166,000	(社)北海道軽種馬振興公社	5月9日	
61	北海道軽種馬振興対策事業	軽種馬の振興と北海道が行う地方競馬の円滑な運営を図るため、予算の範囲内で補助する。	1	16,962,500	(社)北海道軽種馬振興公社	5月9日	
62	酪農ヘルパー事業基金造成事業	酪農ヘルパー利用組合の育成・定着を図るための体制整備と熟練したヘルパー要員の確保、育成等を推進する。	1	45,804,940	北海道農業協同組合中央会	4月8日	食の安全推進局 畜産振興課
63	北海道農業会議活動促進事業	農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与し、国内の食料生産の増大を通じて国民に対する食料の安定供給を図り、農業の重要な生産基盤である農地の確保及び有効利用の促進を図る。	1	40,203,000	北海道農業会議	1月31日	農業経営局 農地調整課
64	北海道農地・水・環境保全向上対策事業	農地・水・環境の保全向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	1	2,089,479,844	北海道農地・水・環境保全向上対策協議会	3月24日	農村振興局 農村設計課
65	土地改良施設維持管理適正化事業	土地改良区等土地改良施設管理者の管理意識の昂揚を図り、土地改良施設の機能保持等に資するため、予算の範囲内で補助する。	1	181,245,000	北海道土地改良事業団体連合会	4月27日	
66	土地改良負担金償還対策事業	土地改良事業の負担金の円滑な償還を図るため、予算の範囲内で補助する。	1	124,493,991	北海道土地改良事業団体連合会	4月27日	
67	担い手育成支援事業	土地改良負担金の軽減を通じ、担い手の育成を支援し土地改良事業の効果の一層の発現を図るとともに、土地利用の高度化に資するため、予算の範囲内で補助する。	1	68,972,500	北海道土地改良事業団体連合会	4月27日	
68	水土保全強化対策事業	土地改良事業の円滑な推進及び換地事務等の円滑な処理体制の確立を図るため、予算の範囲内で補助する。	1	27,892,000	北海道土地改良事業団体連合会	4月27日	

【行政監査対象一覧(補助事業等)】

(単位:件、円)

個別 番号	補助事業等名	事業の目的又は趣旨	補助事 業者数	補助金額	関係人調査 対象団体名	調査	所管部課等名	
						実施日	水産局 水産経営課	水産 林務部
69	漁船海難防止対策事業	漁船海難防止及び水難救済に関し総合的な諸対策に関する事業を推進し、漁業経営の安定等を図る。	1	47,105,000	(社)北海道漁船海難防止・水難救済センター	4月22日	水産局 水産経営課	水産 林務部
70	森林整備担い手対策推進事業 (森林作業員就業条件整備事業)	森林作業員、事業主、市町村及び道が一定の掛金を負担し、作業員への就労日数に応じた奨励金の支給と、作業員の就労日数に応じた福利厚生に係る経費を事業主へ助成することにより、就労の長期化・安定化及び福利厚生の上を促進し、林業労働力の確保を図る。	1	87,485,695	(社)北海道造林協会	4月8日	林務局 林業木材課	水産 林務部
71	スポーツ活動推進事業(スポーツ 競技力向上推進費補助金)	本道におけるスポーツ競技力を維持・向上させ、全国大会や国際大会での本道選手の活躍を期すため、予算の範囲内で補助する。	1	119,399,735	(財)北海道体育協会	1月18日	生涯学習 推進局 文化・ スポーツ課	教 育 庁
72	国民体育大会冬季大会開催費	第65回国民体育大会冬季大会を開催するため、予算の範囲内で補助する。	1	110,944,864	第65回国民体育大会冬季大会北海道実行委員会	1月18日		
73	芸術文化事業(芸術文化活動費 補助金)	本道の芸術文化活動の振興を図るため、財団法人札幌交響楽団の演奏活動に対し、予算の範囲内で補助する。	1	97,200,000	(公財)札幌交響楽団	4月11日		
74	国民体育大会派遣事業	広く国民の間にスポーツを普及し、アマチュアリズムスポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツ振興と地方文化の発展に寄与し、国民生活を明るく豊かなものとする国民体育大会に、本道を代表して参加する役員、監督、選手を派遣するため、予算の範囲内で補助する。	1	59,872,000	(財)北海道体育協会	1月18日		
75	芸術文化事業(北海道文化財団 補助金)	新しい地域文化を創造するとともに、すべての道民が文化の恵沢を享受することができる生活文化圏づくりに資するため、予算の範囲内で補助する。	1	59,360,115	(財)北海道文化財団	12月8日		
補助事業等 計 75 事業			421	9,718,731,019				

【行政監査対象一覧(委託業務)】

(単位:件、円)

個別番号	委託業務名	業務内容	受託者数	委託金額	関係人調査対象団体名	調査	所管部課等名
						実施日	
76	危険物取扱者保安講習業務	消防法に規定する危険物取扱者免状を有し、現に危険物の取扱い作業に従事している者は、消防法の規定により都道府県知事の行う「危険物の取扱作業の保安に関する講習」を受けなければならない。 本講習は、危険物取扱者免状所有者の増加に伴う受講者の増加と、年々複雑多様化する危険物行政とそれに伴う事務量の増加に対処するため、委託により実施している。	1	37,217,250	(社)北海道危険物安全協会連合会	3月8日	危機対策局 防災消防課
77	工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習業務	消防法により消防設備士の免状を受けた者は、定期に消防法の規定により都道府県知事の行う「工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習」を受けなければならない。 本講習は、消防法で定める細目により内容が決められ、消防用設備に関する高度な専門知識・技術を要し、効率・効果的に実施するため、委託により実施している。	1	14,974,932	(社)北海道消防設備協会	4月5日	
78	傷病鳥獣等保護委託業務	本道に生息する野生鳥獣の保護及び道民の鳥獣保護思想の普及啓発を図るため、獣医師や動物園等からなる保護ネットワークにより、傷病鳥獣の適切な治療等を行い、自然に復帰させることで、その適正な保護対策を推進すると共に、動物の愛護及び管理に関する法律第20条に基づき、道路、公園、広場その他の公共の場所において、負傷し、又は疾病にかかった動物が発見された場合の収容、治療等の業務を委託するもの。	1	5,714,523	(社)北海道獣医師会	12月13日	環境局 自然環境課
79	市町村消費生活相談体制整備支援事業	消費者基本法において、市町村は、事業者と消費者との間に生じた苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようするため、苦情の処理のあっせん等に努めることが求められており、道内において悪質商法による被害が絶えない状況にあって、市町村における消費生活相談体制の充実を図ることが喫緊の課題となっているが、市町村毎の相談対応には差異が見られるのが現状である。 このため、市町村の消費生活相談処理の向上を図り、道内各地域においては均一な苦情処理水準を確保することを目的とした事業を行う。 また、消費者被害を未然に防ぐためには、行政の体制整備は重要であるが、消費者自身の自立意識の向上も必要であるため、道民一人ひとりが豊かで健全な消費生活を営む上で必要な知識を得るための学習機会や消費者被害情報を提供するほか、速やかな情報伝達を目的とした消費者被害防止地域ネットワークの設立を促進するため。	1	19,279,281	(社)北海道消費者協会	12月14日	生活局 くらし安全課
80	北海道救急医療・広域災害情報システムの管理、運営等に関する業務	救急医療体制の効果的・効率的な運用を図るため、救急医療に必要な医療機関情報等を迅速に提供するとともに、大規模災害発生時の医療活動に必要な医療機関情報を提供する北海道救急医療・広域災害情報システムの管理及び運営等を委託し、道民の急病時等の不安解消を図る。	1	159,546,576	(財)北海道健康づくり財団	4月12日	保健医療局 医療政策業務課
81	臓器移植体制整備事業業務	臓器の移植に関する法律に基づく臓器の移植に関し、関係機関との連絡調整及び道民への普及啓発を図るため、都道府県臓器移植コーディネーターを設置し、臓器移植の円滑な実施を図る。	1	6,086,984	(財)北海道腎臓バンク	4月8日	
82	ナースセンター運営事業	保健師、助産師、看護師及び准看護師で未就業の者に対し、就業促進に必要な事業並びに看護業務等のPR事業及び訪問看護に従事する者の資質の向上等訪問看護の実施に必要な支援事業を行う。	1	50,270,614	(社)北海道看護協会	11月26日	保健医療局 地域医師確保推進室
83	地域医療支援センター運営事業	道内の医師不足地域に対して安定的に医師を派遣するため、多くの医師が在籍する医育大学と連携の上、地域医療支援センターを設置し、地域医療の確保を図る。	1	32,000,000	国立大学法人旭川医科大学	6月13日	
84	エイズ患者/HIV感染者・家族支援調査研究事業	薬害エイズ患者を初めとするエイズ患者/HIV感染者及びその家族(以下「患者等」という。)を対象として、エイズに関する相談事業や情報提供を行うとともに、患者等が適切な医療を受けられるよう、症例検討会の開催等によりエイズ診療に携わる医療機関の医師等とのネットワーク化を推進する。	1	8,710,000	(財)北海道難病連	3月15日	保健医療局 健康安全室
85	北海道福祉人材センター運営事業	社会福祉事業従事者及び社会福祉事業に従事しようとする者の就業の援助、研修の企画及び実施、社会福祉事業経営者に対する相談等を行うことにより、豊かな人間性を備えた資質の高い福祉人材の確保するとともに、これら人材の専門的知識・技術及び意欲を高め、もって地域社会におけるセーフティネット機能の強化を図ることなどを目的とする。	1	63,010,467	(社)福)北海道社会福祉協議会	1月12日	福祉局 福祉援護課
86	社会福祉関係職員等研修事業	社会福祉関係職員等に対して、総合的・計画的な研修を行う。	1	45,057,335	(社)福)北海道社会福祉協議会	1月12日	
87	介護知識・技術等普及促進事業	高齢者の生活の質の確保を図り、高齢者を地域全体で支える意識の啓発等を行うため、広く地域住民に対し、介護に関する意識啓発や介護知識・技術の普及を行うとともに、介護予防や生活支援に関する情報提供等を行う。	1	24,698,000	(社)福)北海道社会福祉協議会	1月12日	
88	北海道高齢者総合相談・虐待防止センター運営事業	高齢者及びその家族等の多様化する相談に総合的に対応するほか、市町村等に対して相談技術向上のための情報の提供を行うとともに、市町村等が実施する高齢者虐待防止への取組を総合的に支援することにより、高齢者及びその家族等の福祉の増進を図るため、社会福祉法人北海道社会福祉協議会に北海道高齢者総合相談・虐待防止センターの設置を委託する。	1	20,002,828	(社)福)北海道社会福祉協議会	1月12日	福祉局 高齢者保健福祉課
89	北海道認知症介護基礎研修委託業務	介護保険施設等の認知症介護に従事する職員や計画作成担当者、管理者等に対し、認知症介護の知識や技術の向上を図るための研修を実施することにより、介護保険サービスの質の確保・向上を図る。	1	7,876,585	(社)福)北海道社会福祉協議会	1月12日	
90	北海道発達障害者支援センター運営事業	発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者及びその家族等に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害者等に対し専門的観点から支援を行うとともに、市町村の体制整備並びに医療、保健、福祉、教育及び就労等の関係機関及び民間団体等との連携強化等により、発達障害者等に対する地域における支援体制の整備を推進し、もって、発達障害者等の福祉の向上を図ることを目的とする。	3	40,049,000	(社)福)帯広福祉協会 (社)福)有愛会	3月16日 4月19日	福祉局 障がい者保健福祉課
91	精神障がい者地域生活支援事業(地域移行研修事業)	厚生労働省は、障害福祉計画に基づく受入条件が整えば退院可能な精神障がい者の地域生活への移行に向けた支援を推進することとして、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を実施している。 道においても、平成16年度から精神障がい者の地域生活への移行に向けた取組を進めており、平成21年度からは、国の要綱に基づく「精神障がい者地域生活支援事業」として、全道域で実施することとしている。	1	8,126,000	(財)北海道精神保健推進協会	4月19日	

【行政監査対象一覧(委託業務)】

(単位:件、円)

個別番号	委託業務名	業務内容	受託者数	委託金額	関係人調査対象団体名	調査	所管部課等名
						実施日	
92	マッチング事業(共同受注システム)委託業務	障害福祉サービスにおいて授産活動を行う事業所においては授産工賃が低く、障がい者が自立して生活するために必要な工賃に満たない状況にあることから、企業等の民間ノウハウを取り入れた経営改善等を行い、福祉的就労における障害者の工賃底上げを図るため、企業等の需要と事業所等の供給を一元的に管理することで、両者を適切に結びつけることができるシステムを確立し、事業所等の安定的な受注を確保して工賃の向上を図る。	1	7,122,045	(社)北海道社会福祉協議会	1月12日	福祉局 障がい者保健福祉課
93	ひきこもり対策推進事業委託業務	ひきこもり対策を推進するため体制を整備し、ひきこもり本人や家族等を支援することにより、ひきこもり本人の自立を推進し、本人及び家族等の福祉の増進を図ることを目的とする。	1	6,802,000	(財)北海道精神保健推進協会	4月19日	福祉局 障がい者保健福祉課
94	児童家庭支援センター運営事業	児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を要するものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図る。	8	75,186,496	(社)福)釧路まりも学園 (社)福)池田光寿会	12月15日 3月15日	子ども未来推進局
95	先天性代謝異常等検査業務	新生児の血液紙によるマス・スクリーニング検査を行い、フェニルケトン尿症等、先天性代謝異常等の疾患の早期発見、早期治療を図る。	1	61,207,398	(財)北海道薬剤師会公衆衛生検査センター	6月10日	子ども未来推進局
96	母子家庭等就業・自立支援センター事業委託業務	母子家庭の母及び寡婦の自立のため、就業支援事業、就業支援講習会等事業及び就業情報提供事業による一貫した就業支援サービスの提供並びに在宅就業推進事業及び母子家庭等地域生活支援事業の実施による総合的な自立支援を行う。	4	21,075,000	(社)福)釧路まりも学園	12月15日	福祉局 障がい者保健福祉課
97	北海道さっぽろ観光案内所管理運営業務	北海道さっぽろ観光案内所の管理運営業務を円滑かつ効率的に運営するために道と札幌市及び北海道さっぽろ観光案内所運営協議会との間で必要な事項を定め、道民及び来道観光客等に対し、道内観光案内及び本道観光の紹介、宣伝を実施するとともに、道内各市町村等のキャンペーンを支援することにより、本道観光の振興を図る。	1	21,405,292	北海道さっぽろ観光案内所運営協議会	4月8日	観光局
98	地域経済活力向上支援業務	6地域の産業支援機関に、中小企業再生支援マネージャー及びインキュベーション・マネージャーを配置し、地域の中小企業に対して、「企業の早期再生・経営力強化」、「攻めの経営(新分野進出など)へのスタートアップ・事業化」といった、一連の取り組みを個別企業等の状況に合わせて、段階的かつ総合的に支援する。	6	28,285,270	(財)函館地域産業振興財団 (財)十勝圏振興機構	1月21日 3月15日	商工局 商工金融課
99	北海道立工業技術センター運営業務	函館高度技術産業集積地域における新商品の開発や新事業の創出、地域企業の技術高度化を図り、北海道における工業技術の高度化を促進し、本道経済の発展を図る。	1	141,894,342	(財)函館地域産業振興財団	1月21日	商工局 産業振興課
100	北東北三県・北海道ソウル事務所管理運営業務	韓国・ソウル市に海外事務所を設置し、北海道への誘客促進、道産品の販路拡大などの各種事業を展開するため、(社)北海道貿易物産振興会に対し、管理運営業務を委託する。	1	9,124,824	(社)北海道貿易物産振興会	3月16日	商工局 商業経済交流課
101	北海道若年者就業支援センター業務	本道の未来を担う若年者に対し、北海道若年者就職支援センターにおいて、ワンストップでの就職支援サービスを提供し、就業を促進することを目的とする。	1	78,852,380	キャリアバンク(株)	4月19日	労働局 雇用労政課
102	北海道労働資料センター管理運営業務	平成5年9月に道直営で開設した「北海道労働資料センター」の管理運営業務について、簡素で効率化な運営体制を図るため、委託する。	1	5,260,671	(財)北海道労働協会	2月7日	労働局 雇用労政課
103	北海道競馬の実施に関する業務委託	競馬法施行令第17条の3第1項及び第2項の規定に基づく競馬の実施に関する次の業務 (1)競走の実施に関する事務及び付帯事務 (2)勝馬投票券の発売・払戻に関する事務及び付帯事務 (3)映像及び音声の放送等の実施に関する事務及び付帯事務 (4)開催従事員の雇用に関する事務及び付帯事務 (5)入場料の徴収事務並びに付帯事務 (6)ファンサービス、イベント等の実施、広報・宣伝に関する事務及び付帯事務 (7)問い合わせやトラブル、苦情に対する初期対応等に関する事務 (8)場内外の整理・警備に関する事務及び付帯事務 (9)広域場間場外発売に係る勝馬投票券の発売・払戻金及び返還金の交付事務並びに付帯事務 (10)その他、必要な業務、各種調整、北海道が行う業務の事務補助等	1	1,956,659,704	(社)北海道軽種馬振興公社	5月9日	競馬事業室
104	主要農作物原原種は経営に関する委託業務	主要農作物の原原種生産は、主要農作物種子法により、都道府県が担うこととなっているが、道の試験研究機関の育種研究体制を整備し、品種開発を一層推進するため、民間活力を導入することとし、異品種との交雑や異品種の混入がない優良な種子を安定的かつ効率的に生産・供給するため。	1	50,036,950	ホクレン農業協同組合連合会	6月8日	食の安全推進局 農産振興課
105	空知中核工業団地関連美住住宅団地用地管理業務	道の依頼により北海道土地開発公社が取得した空知中核工業団地関連美住住宅団地用地を「公共用地等の先行取得等に関する協定書」に基づき、同公社が当該用地の除草や立木伐採などの維持管理を行うもの。	1	5,283,717	北海道土地開発公社	1月11日	総務課
106	経営規模等評価申請等受付業務	北海道行政書士会に対し、繁忙の期間に限り、経営規模等審査業務の一部を委託することによって、窓口業務の混雑を緩和し、申請者への行政サービスを向上させるとともに、建設業者への指導監督業務のより一層の充実を図る。	1	6,316,146	北海道行政書士会	1月20日	建設管理局 建設情報課
107	道営清水沢発電所等発電施設管理業務	清水沢及び滝の上発電所施設は、平成6年4月に北炭真谷地炭鉱(株)から企業局に譲渡されたもので、同年度から企業局所管施設として事業運営・管理を行っているが、旧式施設のため、発電所に運転員が24時間常駐して施設管理を行う必要があり、運転監視や保守管理業務に精通した技術者でなければ業務の遂行が困難なことから、当該技術者を有する(財)北海道公営企業振興協会に、業務を委託するもの。	1	67,959,800	(財)北海道公営企業振興協会	4月11日	総務課
108	自動車保管場所調査等関連業務	警察署長が行う自動車保管場所証明事務のうち、保管場所の現地調査、電算入力、保管場所標準作成及び保管場所の確保等に関する広報啓発活動の各業務を処理する。	1	612,399,280	(財)北海道交通安全協会	1月26日	警察本部
109	道路使用許可調査業務	中央・東・西・南・北・白石・豊平・厚別・手稲・旭川中央・旭川東の各警察署が管轄する地域において、道路交通法第77条第1項第1号及び第2号の規定により警察署長が行った道路の使用の許可のうち、当該許可に係る場所を管轄する警察署長から道路又は交通の状況について調査依頼を受けた事項を処理するもの。	1	20,247,355	(財)北海道交通安全協会	1月26日	交通規制課

【行政監査対象一覧(委託業務)】

(単位:件、円)

個別 番号	委託業務名	業務内容	受託 者数	委託金額	関係人調査 対象団体名	調査	所管部課等名
						実施日	
110	更新時講習等業務	道路交通法第108条の2の規定に基づき、北海道公安委員会が行う運転免許証の更新を受けようとする者に対する講習、北海道公安委員会が行う自動車の運転免許の効力の停止処分を受けた者に対する講習及び軽微違反をし、当該行為が政令で定められた基準に該当することとなった者に対する講習の実施に関する事務を委託し、当該事務の効率的、合理的な執行を図る。	1	398,385,891	(財)北海道交通安全協会	1月26日	運転免許 試験課
111	免許関係事務(窓口業務)	道路交通法第108条第1項の規定に基づき、北海道公安委員会が行う免許に関する事務(免許の拒否及び保留、免許の条件の付与及び変更、運転免許試験及び適正試験の結果の判定並びに免許の取消し及び効力の停止に係る事務その他の政令で定める事務を除く。)を委託し、当該事務の効率的な執行を図るもの。	1	56,048,074	(財)北海道交通安全協会	1月26日	
112	風俗営業所現地調査及び風俗営業所管理者講習業務	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第39条に基づき、風俗営業所の構造・設備及び営業制限地域に係る現地調査業務並びに風俗営業所の管理者に対して講習を行う業務の処理	1	5,071,308	(財)北海道防犯団体連合会	12月17日	生活環境課
委託業務 計 37 業務			54	4,177,244,318			

参 考 法 令 等

1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

第2条

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

第199条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

2 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

3 監査委員は、第1項又は前項の規定による監査をするに当たつては、当該普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び当該普通地方公共団体の経営に係る事業の管理又は同項に規定する事務の執行が第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのつとつてなされているかどうか、特に、意を用いなければならない。

4 監査委員は、毎会計年度少くとも1回以上期日を定めて第1項の規定による監査をしなければならない。

8 監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

第221条

2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抜粋

第140条の6

地方自治法第199条第2項の規定による監査の実施に当たつては、同条第3項の規定によるほか、同条第2項に規定する事務の執行が法令の定めるところに従つて適正に行われているかどうかについて、適時に監査を行わなければならない。

3) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）抜粋

第15条 歳入歳出予算の款項の区分並びに目及び歳入予算に係る節の区分は、別記のとおりとする。

2 歳出予算に係る節の区分は、別記のとおり定めなければならない。

(別記)

歳出予算に係る節の区分（第15条関係） 抜粋

節	説 明
13 委託料	試験、研究及び調査並びに映画等製作委託料
19 負担金、補助及び交付金	負 担 金 補 助 金 交 付 金

4) 北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、法令に特別の定めのあるものを除くほか、補助金等の交付の申請、決定等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「補助金等」とは、道が道以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

（1） 補助金

（2） その他相当の反対給付を受けない給付金であって知事の指定するもの

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

第2章 補助金等の交付の申請等

（補助金等の交付の申請）

第3条 補助金等の交付の申請（契約の申込みを含む。以下同じ。）をしようとする者は、知事に対し、補助金等交付申請書をその定める期日までに提出しなければならない。

2 前項の申請書には、知事の定める書類を添付しなければならない。

（補助金等の交付の決定）

第4条 知事は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

（補助金等の交付の条件）

第5条 知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

（1） 補助事業等に要する経費の配分の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けるべきこと。

（2） 補助事業等の内容の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けるべきこと。

（3） 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けるべきこと。

（4） 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けるべきこと。

2 知事は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を道に納付すべき旨の条件を付することができる。

3 前2項に定めるもののほか、知事は、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

（決定の通知）

第6条 知事は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を当該補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から10日以内に、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、

なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 知事は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 知事が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、次に掲げる場合に限るものとする。

(1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助事業者等が補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等に要する経費のうち補助金等によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等を遂行することができない場合(補助事業者等の責めに帰すべき事情による場合を除く。)

3 第6条の規定は、第1項の規定による取消し又は変更をした場合について準用する。

(補助金等の交付)

第9条 補助金等は、第15条の規定による補助金等の額の確定後において交付するものとする。

ただし、知事は、補助事業等の遂行上必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

2 補助事業者等は、補助金等の概算払を受けようとするときは、補助金等概算払申請書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の申請に基づき概算払をすることを決定したときは、当該補助事業者等に対し、その旨を通知するものとする。

第3章 補助事業等の遂行等

(補助事業等の遂行)

第10条 補助事業者等は、法令の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。いやしくも補助金等の他の用途への使用をしてはならない。

(状況報告等)

第11条 知事は、補助事業等の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者等に対して当該補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求め、又は当該職員に調査をさせることができる。

(補助事業等の遂行等の命令)

第12条 知事は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

2 知事は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を知事の指定する期日までにとるべきことを命ずるものとする。

3 知事は、前項の命令をする場合においては、補助事業者等が知事の指定する期日までに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置をとらないときは、第17条第1項の規定により当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を、明らかにするものとする。

(工事完成届等)

第13条 補助事業者等は、補助事業等に係る建設工事が完成したときは、速やかに工事完成届を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による工事完成届を受領したときは、当該職員をして当該建設工事につき検査させるものとする。ただし、知事がその必要がないと認めるときはこの限りでない。

(実績報告)

第14条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに補助事業等実績報告書に知事の定める書類を添えて知事に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る道の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金等の額の確定等)

第15条 知事は、前条の補助事業等実績報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(是正のための措置)

第16条 知事は、第14条の補助事業等実績報告書の提出を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

2 第14条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

第4章 補助金等の返還等

(決定の取消し)

第17条 知事は、補助事業者等が、補助金等を他の用途に使用し、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第6条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第18条 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び違約延滞金)

第19条 補助事業者等は、第17条第1項の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければならない。ただし、当該補助金等が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第4項に規定する間接補助金等であるときは、この限りでない。

2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。

第20条 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により違約加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第21条 知事は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、違約加算金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

第5章 雑則

(帳簿及び書類の備付け)

第22条 補助事業者等は、当該補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておかなければならない。

- 2 前項の帳簿及び書類は、当該補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第23条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が第5条第2項の規定による条件に基づき補助金等の全部に相当する金額を道に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産
- (2) 船舶その他重要な動産で、知事が定めるもの
- (3) 前2号に掲げるものの従物
- (4) 機械及び重要な器具で、知事が定めるもの
- (5) その他知事が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの
(申請書等の様式)

第24条 この規則に定める申請書等の様式は、別に告示する。

5) 業務委託事務取扱要綱 (昭和50年3月25日局総第101号副出納長・総務部長)

1 趣旨

施設管理、試験、研究、調査、設計、測量等に係る業務（以下「業務」という。）を委託する場合の事務の取扱いについては、法令等に別段の定めがあるものを除くほか、この要綱の定めるところによるものとする。

2 委託業務処理要領等の作成

支出負担行為担当者等（北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第2条第9号に規定する支出負担行為担当者及び財務規則第9条第3項の規定により支出負担行為に相当する行為を行う者をいう。以下同じ。）は、業務を委託の方法により執行しようとするときは、当該業務の処理の方法等を定めた委託業務処理要領を作成するほか、必要に応じ、当該業務に係る設計書、仕様書、図面等を作成するものとする。

3 業務執行の決定

支出負担行為担当者等は、業務を委託の方法により執行しようとするときは、その内容及び期間、契約の方法及びその根拠、契約の内容、競争入札参加者若しくは見積書を徴する相手方又は委託しようとする相手方等を明らかにした決定書に、前項の規定により作成した委託業務処理要領等を添えて、業務執行の決定をするものとする。

4 契約の相手方の選定

- (1) 支出負担行為担当者等は、次により業務を委託する相手方（以下「受託者」という。）を選定するものとする。
 - ア 当該契約が競争入札参加資格の定められているものである場合にあっては、当該競争入札参加資格を有する者の中から選定すること。
 - イ 当該契約が競争入札参加資格の定められていないものである場合にあっては、当該業務を処理するのに必要な資力、信用、経験等を有すると認められる者の中から選定すること。

- (2) 前号の規定により受託者を選定するに当たり、委託する業務の内容が委任又は準委任に属するものであって、競争によりがたいものについては、競争入札の執行又は見積書の徴取をしないことができるものとする。
- 5 契約の締結
- (1) 支出負担行為担当者等は、受託者を選定したときは、当該受託者の選定経過及び結果を明らかにした決定書に、契約書案その他必要な書面を添えて、当該業務に係る委託契約の締結の決定をするものとする。
- (2) 契約の締結月日は、当該契約書に当事者双方が記名押印をする日とし、これをそ及させる扱いをしてはならない。
- また、契約の効力を契約の締結月日前に及ぼす条項を設ける扱いも、原則として行わないこととするものとする。
- 6 再委託の禁止
- (1) 支出負担行為担当者等は、次のような場合は、再委託を認めないものとする。
- ア 委託業務をそのまま全部再委託する場合
- イ 委託業務の主要な部分を再委託する場合
- ウ 本来、独立した業務として委託できるものを数件まとめて委託した場合において、そのうち1件以上の業務を全部再委託する場合
- (2) 支出負担行為担当者等は、委託業務の適正な履行を確保するため、再委託の必要があると認められるものであって、次の要件を満たす場合は、再委託を承諾することができる。この場合においては、あらかじめ再委託させようとする第三者の商号又は名称及び住所、再委託する業務の範囲、再委託する理由及び必要性等を記載した書面を、受託者から提出させるものとする。
- なお、変更がある場合には、遅滞なく、受託者から変更の届出を提出させるものとする。
- ア 再委託させようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来たさないとき。
- イ 再委託することに合理的な理由があるとき。
- ウ 再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾を生じるものでないとき。
- 7 業務担当員等の選定等
- (1) 支出負担行為担当者等は、委託した業務（以下「委託業務」という。）の執行につき、契約の適正な履行の確保を図るため、原則として当該委託業務に係る業務担当員を定め、受託者に通知するものとする。
- (2) 業務担当員は、支出負担行為担当者等の指揮を受け、委託業務の処理について、受託者に対する連絡指導の任に当たるものとする。
- (3) 支出負担行為担当者等は、受託者をして、直接に委託業務の処理を担当する業務処理責任者（必要に応じ、業務処理責任者（管理技術者）及び主任技術者）を定めさせ、その通知を受けるものとする。ただし、受託者が直接に委託業務の処理を担当する場合は、この限りでない。
- (4) 前号の規定による管理技術者及び主任技術者は、委託業務の内容が法令等の規定により業務処理につき一定の資格を要するものであるときは、当該資格を有する者でなければならない。
- 8 中間検査及び報告
- 支出負担行為担当者等は、委託業務の処理に関し、必要に応じ、検査員を定め受託者の処理状況等を検査させ、又は受託者に対し報告を求めるものとする。
- 9 委託業務の完了
- (1) 支出負担行為担当者等は、委託業務の処理が完了したときは、原則として、受託者から当該委託業務の処理成果を記載した実績報告書を徴するものとする。この場合において、委託業務の内容がその性質上一定の成果品の製作を伴うものであるときは、当該成果品を実績報告書に添えて提出させなければならない。
- (2) 支出負担行為担当者等は、委託業務の内容が委任又は準委任に属するものであるときは、原則として、受託者から当該委託業務の処理に要した経費に係る収支精算書を前号の規定による実績報告書とともに徴するものとする。

10 委託業務の完了検査等

- (1) 支出負担行為担当者等は、実績報告書の提出があったときは、速やかに、検査員を定め当該委託契約の履行の確認のための検査を行わせるものとする。
- (2) 検査員は、受託者から提出された実績報告書（成果品の製作を伴う場合にあつては、実績報告書及び成果品）を検査し、その他必要に応じ現地調査等を行い、その結果を委託業務完了検査調書に作成して支出負担行為担当者等に提出するものとする。
- (3) 支出負担行為担当者等は、完了検査の結果を受託者に通知するものとする。
- (4) 支出負担行為担当者等は、委託業務の内容が委任又は準委任に属するものであるときは、前3号によるほか、受託者から提出された収支精算書を審査の上、当該委託業務に係る委託料の額を確定して受託者に通知するものとする。

11 委託料の支払

- (1) 支出負担行為担当者等は、受託者から適法な請求書の提出があったときは、その受理の日から起算して30日（委託料の支払時期について約定しなかったときは、受託者が適法な請求書を提出した日から15日）以内に委託料を支払うものとする。
- (2) 委託業務の内容が委任又は準委任に属するものであるとき及びその内容が請負に属するものうち継続的、定期的に支払を要するものであるときは、当該委託契約において特約の上、請求書によらないで支出することができるものとする。

12 委託料の前金払及び概算払

- (1) 支出負担行為担当者等は、委託業務の内容が公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条に規定する公共工事（以下「公共工事」という。）に属するものであるときは、当該委託契約の定めるところにより、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）附則第7条の規定に基づき、委託料の前金払をすることができる。
- (2) 委託業務の内容が公共工事以外で、かつ、請負に属するものであるときは、当該委託契約で定めるところにより、政令第163条の規定に基づき、委託料の額の10分の3に相当する額の範囲内において委託料の前金払をすることができる。
- (3) 委託業務の内容が委任又は準委任に属するものであるときは、当該委託契約で定めるところにより、財務規則第86条の規定に基づき、委託料の額の範囲内において委託料の概算払をすることができる。

13 財務事務の指導等

- (1) 支出負担行為担当者等は、施設の管理業務を地方公共団体以外の者に委託した場合は、受託者が当該委託業務の処理のために執行する財務事務について、その処理方法を定めさせ、審査の上、これを承認するものとする。
- (2) 支出負担行為担当者等は、委託業務の内容が委任又は準委任に属するものであるときは、その適正な執行を確保するため、当該委託業務の処理に係る財務事務について受託者を指導するものとする。

14 預金利子の取扱い

- (1) 委託業務の内容が委任又は準委任に属するものである場合において、当該委託契約に基づき道に払い込むべき金銭又は道から支払われた委託料に関し預金利子が生じたときは、受託者をして当該預金利子相当額を道に引き渡し、又は移転させるものとする。
- (2) 預金利子相当額を道に引き渡し、又は移転させるべき時期は、当該預金に係る利子記入期（解約した場合にあつては、当該解約の時）の都度とする。

15 業務処理に伴い発生した権利等の取扱い

- (1) 委託契約に係る業務の処理に伴い発生する特許権、実用新案権、意匠権、著作権その他の権利は、原則として、道に帰属させるものとする。
- (2) 委託契約に係る業務の処理に伴い受託者から引き渡しを受けた成果品については、財務規則第9章（物品）の規定の適用はないものとする。ただし、当該成果品の性質上物品として管理する必要があるものについては、生産品として処理するものとする。

16 委託料により取得した物件の取扱い

委託業務の内容が委任又は準委任に属するものである場合において、当該委託契約に係る委託料により取得した物件又は権利があるときは、原則として、当該委託業務の完了後、速やかに道に移転させるものとする。

17 供与物品の返還

委託業務の処理のため受託者に供与した物品がある場合は、原則として、当該委託業務の完了後、速やかに道に返還させるものとする。

18 業務処理に必要な建物等の指定

委託業務の内容が委任又は準委任に属するものである場合において、受託者が当該委託業務の処理上必要とする道の所有に係る土地、建物、工作物、設備、備品その他の物件があるときは、当該委託契約においてこれを指定し、又は供与するものとする。

19 標準様式

この要綱で定める契約書等の様式は、別記様式によるものとする。

なお、この様式は、標準様式として定めたものであり、必要に応じ、変更の上使用して差し支えないものとする。

6) 北海道補助金等交付規則の運用方針（昭和47年4月1日局総第303号副出納長）抜粋

第2条（定義）関係

第1項

第1号 「補助金」とは、道が道以外の者に対して交付する相当の反対給付を受けない給付金であって、その交付の根拠となっている法令又は予算科目において、その名称が形式的に補助金とされているものをいうものであること。

7) 補助金等に係る事務の取扱いについて（昭和47年8月5日付け局総第375号副出納長）抜粋

1 補助対象事業等の告示等について

(1) 道が補助金等を交付する事務又は事業については、昭和47年4月1日局総第303号副出納長通達(北海道補助金等交付規則の運用について)によりすべて告示し、又は通知(当該補助制度が当該年度限りのものであり、かつ、補助先が単一である場合に限る。)すべきこととされているが、これらの告示又は通知は、予算の決定後速やかに行い、補助事業者等が当該事業を適期に遂行できるように留意すること。

8) 補助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について

(平成12年3月29日付け局総第704号出納局長)

このことについては、北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号。以下「補助金規則」という。)第15条及び業務委託事務取扱要綱(昭和50年3月25日付け局総第101号副出納長、総務部長通達「業務委託事務取扱要綱の制定について」)の9の規定に基づき、必要に応じて、実績報告に係る現地調査等を行うこととされているところですが、これら補助事業等及び委託業務(以下「事業等」という。)のより適正な執行に資するため、次の事項に留意の上、現地調査等の一層の活用を図るよう、適切かつ積極的な取組を行ってください。

記

1 定義

現地調査等とは、事業等の実施箇所、補助事業者又は委託業務の受託者(以下「事業者等」という。)の事務所等に出向き、実地により事業等の目的物及び実績報告の内容を確認するための書類等(あらかじめ提出を義務付けていない書類等)を調査すること並びに実地によらずこれらの書類等の提示を受けること等により調査することをいうものであること(補助金規則第13条第2項に定める工事完成検査を除く。)

2 必要性の判断

現地調査等の実施は必要に応じて行うものであるが、その必要性の判断は、提出を義務付けている実績報告書等の書類及び成果品の審査又は検査で、事業等の適正な履行の確認ができるかどうか

慎重に検討した上でなされるべきものであり、これらの書類のみでは細部にわたる事実確認や支出等の適否の判断を行うことができない場合にあっては、当然に実施すべきものであること。

3 実施体制

現地調査等の実施に当たっては、調査すべき内容及びその難易度、特殊性等に応じて、複数の者、専門的知識のある者、責任のある職位の者等を選定するなど、より実効性の伴う調査が可能となる体制で行う必要があること。

なお、道から財政的支援及び職員派遣等を受けている事業者等に対し、現地調査等を行う場合においては、より客観的で公正な調査が求められるものであり、当該事業者等の態様（道の人的関与の度合い等）に応じて、より厳正な調査を期すことのできる体制でこれに臨む必要があること。

4 調査事項等

現地調査等においては、実績報告書等の書類及び成果品の内容が申請書、契約書、事業計画書、業務処理要領、収支計画書、経費配分調書、設計書、仕様書、図面等に照らして適正に履行されたものであるかどうかを確認するため、次の事項のうち、事業等の内容に応じて必要となる事項について、最小限当該事項に掲げるような書類等について調査すること。

- ① 収支関連 帳簿、伝票、通帳、領収証書、その他収支状況を確認できる書類等
- ② 契約関連 契約書、入札関係書類等
- ③ 履行証明 日誌、写真、その他事業等の履行が確認できる書類等

なお、これらの書類は、一般的に調査すべきものの例示であり、事業等の内容に応じて調査すべき事項は多種多様であることから、他に検査要領等の定めがあるものを除き、支出負担行為担当者等（北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第2条第9号に規定する支出負担行為担当者及び同規則第9条第3項の規定により支出負担行為に相当する行為を行う者をいう。以下同じ。）は、上記に掲げるもののほか必要となる調査事項について、具体的実施方法と併せて、あらかじめ調査要領等を定めるなどして、調査に従事する者に指示すべきものであること。

また、特に、継続的な事業等にあっては、現地調査等の実施内容が形式的なものとならないよう、各年度等において、調査すべき事項等の見直しを行うべきものであること。

5 その他

補助事業等については、特に次の事項についても留意すること。

- (1) 補助事業等の内容が建設工事である場合にあっては、補助金規則第13条第2項に基づく工事完成検査のほか、補助金規則第11条の規定に基づき当該工事の施工過程における調査の実施について、その方法等も含めて十分検討すること。
- (2) 間接補助事業等にあっては、当初の補助金等の交付目的に沿った適切な事業執行を担保するため、支出負担行為担当者等において、補助事業者等が間接補助事業者等に対し、指導監督すべき基準及びそれに基づき調査すべき事項等を、当該補助事業者等に明らかにすべきものであること。